

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

開会前でございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
市長。

○市長（楠山俊介君） おはようございます。

開会前に少しお時間をいただきました。本当にありがとうございます。

昨日の台風18号の被害につきまして、ご報告をさせていただきます。

まずは、大きな被害がなかったということで、皆様には文書でお知らせするというのをせず、口頭でさせていただきますことをご了承いただきたいというふうに思います。台風の被害につきましては、後ほど市民課長より報告をさせていただきます。

また、昨日予定されておりました敬老会ではありますが、台風18号の影響で中止ということにさせていただきました。招待者の対象者4,574名のうち651名の方が出席ということで、楽しみにしていらっしゃったところ中止ということで、本当に申しわけなく思いますが、大雨、洪水、暴風、波浪という警報が出されている最中でありますので、敬老会へ出向かれる、あるいは帰られる中、高齢者の方が、あるいはそのご家族が、万が一の事故等に遭われてはいけないということで、それを避けるために中止という判断をさせていただきました。ご理解をいただきたいというふうに思います。

では、市民課長より台風の下田の関係につきまして、ご報告させていただきます。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、台風18号の被害状況等についてご報告をいたします。

9月15日の日曜日でございますが、静岡地方気象台より、4時20分、大雨洪水警報が発令をされました。午前4時20分、市民課内に事前配備態勢を引きました。職員2名登庁。この警報につきましては、午前10時14分、警報が解除されております。この警報解除に伴いまして、10時30分、配備態勢を解除いたしました。この間の被害はございませんでした。交通機関関係において、伊豆急行線が午前5時50分から午前8時52分の間、運転見合わせがございました。

次に、同日の二度目の警報が、静岡地方気象台より、午後10時、大雨洪水暴風波浪警報が

発令をされております。午後10時、直ちに市民課内に事前配備態勢をとり、職員3名態勢をとりました。自主避難者の受け入れもございまして、11時30分から翌16日早朝にかけて、5世帯7人を別館和室に収容いたしました。

9月16日12時16分、大雨洪水警報が解除となりました。同日午後1時48分、暴風警報解除、午後1時50分、事前配備態勢を解除いたしました。この間の被害状況でございますが、市道坂下大浦線、グランドホテルの下側でございますが、ここで倒木、市道大浦鍋田線、鍋田浜方面、トンネルの向こう側になりますが、この付近での倒木、それから下大沢線で、市道への倒木、ペリーロードで倒木ということで、風の影響による倒木がございましたが、いずれも所管課でございます建設課のほうで、迅速に対応をしていただきました。

この2日間のトータル雨量でございますが、一番多いところの「あずさ山の家」の雨量計で25.5ミリでございました。昨日までの状況は以上でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
直ちに本日の会議を開きます。

◎議第45号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 日程により、議第45号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（名高義彦君） それでは、改めましておはようございます。

議第45号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページをお開き願います。

こちらは、議案のかがみでございまして、下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、14ページ、15ページのように制定するものでございます。

提案理由でございますが、防災対策事業の財源確保に当たり、財政状況を考慮し、特別職等の給与の減額措置を講ずる特例期間等を定めるためでございます。

ご承知のとおり、この下田市特別職等の給与の特例に関する条例につきましては、平成18年3月下田市議会定例会におきまして、本市の厳しい財政状況を考慮し、早期財政健全化を

図るための一つの手法といたしまして、市長、副市長、教育長のほか、一般職の職員の給与を、一定割合減額することについて議決をいただきまして、その後、職員の基本給につきましては、毎年3月の市議会定例会におきまして、翌年の独自削減率を変更する内容で、条例の一部改正議決をいただき、平成23年3月まで実施したところであります。

また、市長、副市長及び教育長につきましては、平成20年6月の市議会定例会におきまして、平成20年7月5日から平成24年7月4日までの間に支給されるべき給料の額を、引き続き10分の1減じて支給することを議決いただいた条例でございまして、平成24年7月4日をもって規定が適用される事項はないものの、現在に至っているものでございます。

今回の条例の一部改正の内容でございますが、国におきましては、平成23年9月の人事院勧告、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律を制定し、国家公務員に対する給与の支給に当たりましては、平成24年4月から平成26年3月31日までの2年間、減額して支給する措置を講じております。

そのような中、下田市にありましては、国の中央防災会議公表の南海トラフ巨大地震における津波高が33メートルと全国で2番目という想定や、静岡県第4次被害想定によるさまざまな被害想定が出され、本市における防災・減災対策は、喫緊の課題となっております。

このような背景を踏まえまして、きめ細やかな対策を講じるため、厳しい財政状況の中、急務であります地震・津波対策等の事業に充当する財源の一部を生み出し、事業の計画的実施に対応するため、8月6日、職員組合に対しまして、職員給与の削減の提案を申し入れしたところでございます。その後、3回の事務折衝、3回の団体交渉を重ね、職員組合との合意に至り、今回の議案の削減内容で妥結したものでございます。

それでは、一部改正の内容をご説明申し上げます。

14ページから15ページ及び条例改正関係等説明資料の10ページから13ページをご参照願いたいと思います。

資料につきましては、左ページが改正前、右ページが改正後となっております。下線部分が今回改正させていただくところでございます。

第1条は、下田市の特別職の常勤職員、教育長及び職員の給与について、条例に基づいて支給する給与の額の減額のための特例を定める規定でございますが、その後、下田市職員の再任用に関する条例及び下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例が制定されましたので、これらの条例に基づき支給される給与の額についても、特例を適用させることを追加するもので、あわせて字句の整理をさせていただくものでございます。

第2条は、特別職の給与の額について、第3条は、教育長の職にある者の給与の額の特例を定める規定でございますが、今回は、特別職、教育長については、手当の削減もございまずので、見出しの「給料」を「給与」に字句を改め、削減する期間を平成25年11月1日から平成26年3月31日までとするもの。また、ただし書きといたしまして、退職手当算出の基礎とする給料月額は、この削減規定を適用しないとするものです。

第4条は、一般職の給与の額の特例を定めた規定でございますが、今回の削減は、一般職については、本俸のみの適用でございますので、文末のただし書きの「退職手当及び時間外手当」を「手当」に、また、見出しの「給与」を「給料」に字句を改め、第2項を削除し、削減する期間を平成25年11月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。また、第1項中の表の職員の職務の級及び号給を改め、それに対応する減じる割合を100分の1から100分の6に、それぞれ改めるものでございます。

第5条は、再任用職員の給料の額の特例を規定するもので、削減の期間、職員の職務の級及びそれに対応する減じる割合を100分の2から100分の6とし、ただし書きで、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、この削減規定を適用しないとするものでございます。

第6条は、任期付職員の給料の額を規定するもので、削減の期間、職員の職務の級及びそれに対応する減じる割合を100分の6といたしまして、ただし書きで、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、この削減規定を適用しないとするものでございます。

この給与の特例条例によります一般職の給料の削減額の目安でございますが、資料の14ページをご覧くださいと存じます。

大卒3年目主事、ストレート採用ですと25歳になりますが、現行給料ですと1級41号給で19万1,600円でございます。1月1日の昇給で1級45号給の19万8,100円になるものでございますが、今回の削減によりまして、1%の削減率で18万9,700円と、1,900円減額されます。また1月1日昇給では1級45号給が3%の削減率となりますので、19万2,200円となりまして5,900円の減額となります。1,900円の削減が11月と12月、5,900円の削減が1月から3月までとなりまして、合計で2万1,500円が減額されることとなります。以下30歳、35歳、40歳の例、そしてその上の年代となります課長補佐職、課長職の例を示したので、参考にしていただきたいと存じます。

この削減額の合計は、特別職（市長、副市長、教育長）にありましては151万5,000円、一般会計を含めました全会計の一般職では2,419万9,000円となりまして、合計の削減額は2,571万4,000円となるものでございます。

恐れ入りますが、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成25年11月1日から施行するものでございます。

先ほども申し上げましたが、本条例の一部改正の上程に当たりましては、職員組合と8月6日の事務折衝を皮切りに、事務折衝、団体交渉を重ねまして、8月29日に合意に至ったものでございます。

雑駁な説明ではございますが、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） ただいまの提案で、8月6日から8月29日まで、3回の事務折衝と3回の団体交渉をして、職員との合意を見たという点でございますが、その交渉の内容は、どういう点が議論されたのかと。合意を見たというだけではなくて、どういう問題点を、組合員としては指摘をして合意を見たのか、その点を1点、お尋ねをしたいと思います。

それから、この提案理由であります、防災対策事業の財源確保に当たり、財政を考慮云々と書いてありますが、この給与等の減額について、一定の特定寄附のように、この予算上、内々に充てるというようなことが、定めることができるのかどうなのか。定めることができるのであれば、具体的に幾らの財源を、この特別職と一般職職員で、26年3月31日まで実施をして、幾らの財源が確保できるのか。そしてそれを何に使うのかと。防災対策事業のために使うというような特定は、財政法上許されていないのではないかと私は思うわけでありまして、法的な根拠を1点明らかにしていただきたいと思うものであります。

それから、今日、職員も特別職についても、財政健全化ということで、5年間も給与を削減してきているわけでありまして。そして今日の大変なデフレ不況の中で、物価は次々に上がっていく、ガソリンも140円台が170円台になろうとしている。生活必需品はますます上がっていくと、こういう中で給与を削減するというこの政策が、どういう議論がされたのかと。国家公務員が定めたから、ただ単にそれに右に倣えということでは、余りにも市としての自主性がないのではないかと。同じ賀茂郡下におきまして、給与の削減をしないで進める町村もあろうかと思いますが、そこら辺の町村の見解と、下田市の見解と、どのように違っているのか、県下の状況についてもお知らせをいただきたいと思っております。

とりあえず以上です。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） まず最初に、職員組合との交渉の内容、問題点はどういうことがあったのかということでございます。やはり、給与の削減ということでございますので、大変な交渉となりました。

まず、職員の皆さんからは、平成18年から行われました独自削減、そういうものはどのように評価されているのか、そして、それ以外の職員の勤務環境、どういうふうに変更されてきたのか。そういうものがない中で、今回給与の削減、ということだ、そういうような非常に重たいことがございました。

それについては、5年間の削減につきましては、当時の財政再建をしなければならない、5年間で四十数億の不足財源があるというようなことで、何とかしなければならない。そういう中で、職員組合と当局が交渉の末、削減した実態がございました。この削減につきましては、今回の国の中では、元気交付金というものの算定の根拠としてなっておりますので、全くなかったわけではございません。

それと、あと職場の環境、そういうものをどういうふう克服していくのかと、そういうようなこともございました。それについてはまた、後の補正予算の中等でご説明することになりますが、その辺の進展も、職員組合さんと真剣に討議いたしまして、させていただいたところでございます。

そして、提案理由の中にございます防災関係というようなことでございますが、削減した財源は幾らになるのか、それにつきましては、先ほど申させていただきました、特別職の三役分が151万5,000円、そして一般職が全会計合わせまして2,419万9,000円。全体で2,571万4,000円となるものでございます。

これを何に使うのかというようなことでございますが、これは職員組合さんからも、削減したものを、単に一般会計の中で何に使ったからわからないというようなことでは困るというようなことで、その辺はしっかりと議論させていただきまして、やはり、先ほど提案の中で申しましたように、当市の抱える災害防災に対するものにしっかりと使わせていただきたいということで、話し合いが理解をいただいております。

何に使うのか、法的根拠ということでございますが、これは予算上の人件費につきましてはの不用額ということになってくるわけでございますもので、それを法的根拠があってどうこうするというものではございません。

そして、最後に、政策的にどういう議論がされたのかということでございますもので、これは先ほども申しましたように、やはり、本市の抱える喫緊の課題として、防災・減災対策

というものを早急にしなければならないと、そういうものに使っていきたいということで議論したところでございます。

他の町等の見解でございますが、河津町さんにつきましては、最初から今の現状のラスパイレスが100に近いというようなことで、削減については行わないという方針を示されているところでございます。この辺で言いますと、松崎町ですとかが削減をいたしております。そのあたりまででよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 14ページの条例の一部を改正する条例の中で、第1条中の下田市職員の再任用に関する条例、それから下田市一般職の任期付職員の採用について、この実態がどうなっていて、この人たちへの適用が具体的にあるのかなのか、ちょっと聞き忘れましたので、お尋ねをしたいと思います。

それから、市の職員組合との団体交渉の中では、やはり残業代等支払われていないと。やった仕事については、きっちり残業代を払ってくれと、こういうような交渉がなされたのではないかと思います。そんな話し合いはなかったのかと。そうだとすれば、そういうものへの対応は、あわせてどのようにお考えになっているのかと。

財政が困難だから、あるいはこの災害があったからと、人件費を削減していけばいいんだというような、このような行政姿勢というのは、僕は大変安易ではないかと、こういうぐあいに思うわけであります。市の職員の給与は、職員にとどまらず、漁協や農協や、いわゆる団体職員や、それを基準にしている市内の働く人たちの給与に、大きく波及をしていこうかと思うわけです。このデフレ不況の中で、より一層不況感を与えると。観光地下田にとって、働く人たちの給料を上げるということをしないで、観光地が栄えるということはありませんと思うわけです。目先の財政を整えればいいんだということではなくて、このような行政の措置が、市内の経済にどのような悪影響を与えているのか、いないのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） まず、第1点目の再任用または任期付の職員でございますが、再任用につきましては2名おりますので、その2名につきましても適用がございますので、影響は出てくるということでございます。

そしてあと、職員組合との事務折衝、あるいは団体交渉の中で、残業代というようなこと

でございましたが、その辺が、先ほどちょっと説明の中で申し上げましたが、職員組合とのこの給与削減以外の部分で、非常に大きな改善を求められたところがございます。このいわゆるサービス残業というようなことを言われているわけですが、この辺につきましては、手続的に、今日残業やる人は、係長、所属長を通じて残業をやりますと、そのような手続が定められておりますが、その辺のところもうまく機能しておらないところがございます。そういうことを正していくことによって、勤務時間以外に庁舎に残っている職員は、この残業をやっていく手続を経た職員だと、そのような環境ができていればよかったです。今はそのような環境がございません。

そういうようなことで、この団体交渉の中で、この9月からはその辺をしっかりやって、上司の了解を得て残業をやる方については、今年度については100%その残業代をつけることはできないかもしれないけれども、そのように手続的なことをしっかりして、職員の勤務環境をよくしていこうと、そういうことについては同意をいただいたところがございます。そのことによって、今年度につきまして、補正予算で今回お願いするところがございますが、時間外勤務手当をつけさせていただいておりますので、後ほどまた、よろしくご審議いただきたいと思っております。

財源が足りないときには人件費の削減をすればいいという、そういう安易な考えでというようにご指摘いただいたわけですが、決してそのようなことは考えておりません。

市内経済への波及ということで、当然私ども公務員の給与が下がれば、市内での使うお金というものが下がってくる、そういうものは十分承知しております。しかしながら、その辺、周りの状況ですとか、下田市の財政状況、そういうものを総体的に勘案した中で、できるだけ職員にとっても負担が少ない削減というようなことで、2%から6%までの削減を検討させていただいて、職員組合さんと協議をしてきまして、双方の合意を得たところがございます。

以上でございます。

すみません。

再任用は適用はあるんですが、任期付につきましては、今のところ任期付職員、採用しておりませんので該当はございません。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

3回目になります。

○7番（沢登英信君） はい。

2,571万1,400円が、この条例の提案の総額になる。しかも、これにつきましては、不用額というような形でこの金が措置されてくるので、法的な根拠はないんだと、こういう答弁だったかと思うわけですが、提案は、防災対策事業の財源確保に当たり、防災対策事業に必ずしも使うんだというような法的な根拠というのはないんだと、こういう答弁であったかと思うんですが、そういう理解でいいのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

サービス残業については、この予算で措置をしていくんだよというような答弁をいただいたかと思いますが、この状況の中でこのような措置を、恐らく国や県からの、私は指導があったんではないかと思うわけですが、先ほど、元気交付金の削減云々という話が出ていたかと思うんですが、これらの措置をしなかった場合、給料削減しないよと、こういう措置を河津と同じようにとった場合、特別の交付金や補助金について、国や県からの補助金について、一定の減額措置等がとられるという事情にあるかないのか、最後に確認をさせていただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） すみません。

先ほど、元気交付金と申しましたが、大変申しわけございませんでした。地域の元気づくり事業費という事業で、申しわけございません、名称を間違えました。これが今回3,000億円程度、全国で措置されているわけですが、それが地方財政計画の中で措置されているものでございます。大変失礼しました。

そして、削減しなかった場合、国からの何らかの措置があるのかということですが、一応国はそういうことは直接は申し上げておりませんが、かなり強い要請をされているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 2点ほどお聞きしたいんですが、1つは、提案理由として、防災のためというふうなことがあったんですが、防災対策事業の財源確保。個別の政策のために給与を削減するという、集中改革プランなんかは、全体的な下田市財政全体の改革のために、職員給与を5年間にわたって削減するというようなことでしたが、特定の政策目標のために給与を削減もするというふうな、これまで余り聞いたというか、見たことなかったんで、それ

はどういうふうなことなのか。そういうふうなことも、これからもあり得るということなのか、どうなのかというのが1点と。

もう1点、今回の給与削減の背景としては、国の公務員給与を2年間にわたって7.8%引き下げるというふうなことがあって、それに伴い、下田市の給与のラスパイレス指数が105と突出しているのので、これを調整するためだというふうなものも背景としてあるというふうなことおっしゃったと思いますが、期間が5カ月間で、新聞報道によると平均して5.2%削減だというふうなことになっていましたが、なぜ5カ月間なのかどうなのか、何かすごく中途半端で、それこそ取ってつけたようなことで、最近の何かつじつま合わせのようなことで、本当にしっかりと給与削減、国家公務員のほうと合わせるのもいいんですが、とにかく給与削減するんだとしたら、長期的にやっていかなければいけないのではないですか。取ってつけたように5カ月間やれば、それで国との調整ができるのかどうなのか、その後のことはどうなのか。またもとに戻したら、それはどうなるのか。そこら辺のところもよく見えていないんですが、余りにも何かしらこう、小手先のつじつま合わせというふうな気がするんですが、長期的なそういう給与体系の見直しとかというふうなことは、全然考えていないんですか。そこら辺のことについて、見解をお聞きします。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 1点目の、防災対策という個別の政策目標のための削減というふうな捉え方をされていたようでございますが、それはそうではなくて、先ほど申しましたように、この給与削減に基づいて生まれました財源について、何に使ったらいいのかと、そういうようなことで、今下田市としては喫緊の課題である防災対策に使っていかうということございまして、防災のために給与を削減して財源を生み出そうという趣旨ではございませんもので、その辺をご理解いただきたいと思います。

そしてあと、5カ月ということの5.2%、これつじつま合わせではないかというようなことございまして、これは国から当然要請もされております。全国的に7割近い市町村、都道府県も含めまして、自治体が国の要請に基づいて、減額措置をしているところございまして。そういう流れの中で、下田市としても本当はやりたくないんですが、やはり全国的な流れからすればやらざるを得ない。決して我々の市が財政豊かではございませんもので、そういう財源を少しでも生み出していかうというふうなことございまして。

給与体制の見直しでございますが、これによってラスパイレス指数は99.8というようなことで、国が求めていると言っておかしいんですが、100を目安に、の給与体系になるとい

うようなことで、今のところ給与表自体をいじくるといような給与の改定については考えていないところでございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 提案理由を、ここに書いてある防災対策事業の財源確保に当たり、財政状況を考慮し、特別職等の給与の減額措置を講ずるための特例期間等を定めるためと、これは防災対策事業の財源確保に当たりと書いてありますよね。これは、こういう防災対策事業のためというふうに、素直に読んだらそういうことでしょうか。そのために給与の改定をするんだというふうなことで、政策目標のためではないですか。そうでしょうか。個別の政策目標のために、給与体系をちょっと変えて、その財源を生み出して、それに充てますよというふうなことだから、あなたが言っているのとは違うではないですか。

ともう1点、5カ月間給与を削減しますと。で、6カ月目からもとに戻したら、ラスパイレス指数はどうなりますか。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 26年度からは、国も、今、国で実施している法律は、この26年3月31日で終了となります。7.8%の減額がもとに戻る予定でございます。そういう中で、私どものこの5カ月間の削減についても、26年3月31日で終了となれば、現状の97.5、それに戻るということでございます。

〔発言する者あり〕

○総務課長（名高義彦君） 大変申しわけございません。確かに提案理由の中で、このようになっているわけございまして、この辺につきましては、やはり下田市の抱える喫緊の課題は何かと、そういうようなことの中で、当然地震防災対策、その辺はしていかなければならないわけでございます。そういう中で、今回新たにこの財源が、削減によって生じるというふうなことで、第一の目標として、地震防災対策に充てさせていただくというふうなものでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） ちょっと確認ですが、前段の説明で、防災関係に使う、今ちょっとあやふやになって、いろいろと議論されておりますが、その説明の中で、職組との交渉経過の中で、職員の就業環境の改善に対しては、別途補正とかで考えると、こうおっしゃったよう

にと思いますが、それでよろしいですか。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 先ほどもご説明いたしましたとおり、団体交渉、あるいは事務折衝の中で、今後の時間外の運用につきまして、しっかり手続をして、その手続をした時間外については、最大限予算を獲得するように努力すると、そういうことで職員組合もご了解いただいたところでございます。それで、この9月の補正予算の中で、また時間外についてお願いしているところでございますもので、その辺のご了解をいただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） 前段ずっと話を聞いていますと、一応の予算の不用額になった予算だから、どこに使おうと、もうこれはいいんだという意見と、防災に使うという、今諸事の説明の中でありまして、その辺の矛盾は何も感じませんか。お聞かせをください。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 私の説明不足で、大変申しわけございません。

この削減によりまして生じます2,571万円、そのうちの全てというよりも、削減した水道事業会計の分以外のものについては、1つの案といたしましては、今後基金をつくりまして、そこから防災目的のための基金をつくりまして、そこから防災関連の事業の財源とする、そのような考えを持っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第46号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第46号 下田市立認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第46号 下田市立認定こども園条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の16ページ、議案のかがみでございます。そちらをお願いいたします。

下田市立認定こども園条例を別紙17ページ、18ページのとおり制定するものでございます。提案理由でございますが、下田市立認定こども園を設置及び管理するための条例を制定するものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料15ページからをお願いいたします。

条例の逐条解説でございます。

第1条、設置は、認定こども園の設置に関し、目的及び根拠法令を明らかにしたものでございます。認定こども園は、就学前の子供に対して、保育及び教育を一体的に実施するとともに、保護者に対する子育て支援を総合的に提供するため、平成18年10月に施行された就学前の子どもに対する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法に基づき設置するものでございます。

第2条、名称等でございますが、認定こども園の名称を、下田市立認定こども園と称し、認定こども園を構成する施設を、それぞれ、下田市立敷根保育所、下田市立敷根幼稚園と称し、下田市敷根765番地の19に設置するものでございます。現行の認定こども園法におきましては、認定こども園の認定手続につきまして、第3条第3号で、幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等、これは幼保連携施設と言っておりますが、そちらの設置者は、その設置する幼保連携施設が、都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができると規定されております。したがって、この認定こども園につきましては、幼保連携施設としまして、児童福祉法による保育所の認可、学校教育法によります幼稚園の届け出と、認定こども園法による認定が必要となるものでございます。

認定こども園法につきましては、平成24年8月に、子ども・子育て関連3法の一つとして改正が行われております。施行につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するとされております。こちらにつきましては、平成27年4月からの施行が想定されているところでございます。

現行法での幼保連携認定型のこども園につきましては、幼稚園と保育所の組み合わせでございますけれども、新制度になった場合には、学校及び児童福祉施設としての位置づけを持つ、単一の認定こども園としての施設となるというものでございます。

続きまして、第3条、職員でございます。認定こども園に置く職員を規定するものでございます。現在は、幼稚園、保育所とも園長をそれぞれ置いてございますけれども、新たに認

定こども園に園長を置き、また、必要な職員を置くとしたものでございます。具体的な職名につきましては、職名規則等で規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条、事業につきましては、認定こども園で行う事業を定めるものでございます。

第1号では、児童福祉法第39条第1項による、保育所での保育にかける乳児または幼児の保育を行うことを規定し、第2号では、学校教育法第23条各号に定める、幼稚園の目標達成に向けた教育を行うことを規定して、第3号では、法第2条6号で規定します、子育て支援事業を規定し、現時点では、こちらの事業につきましては、子育て支援センターで行う相談、情報提供、または一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業を想定しているものでございます。第4号では、前3号で定めるもののほか、市長が必要と認める事業を行うことができるものと規定するものでございます。

第5条で、保育及び教育の一体的実施につきましては、認定こども園の特徴でございます保育と教育の一体的な実施を定めるものでございまして、3歳児から5歳児については、保育園児と幼稚園児が、合同のクラス編成により合同のカリキュラムによる一体的な運営を行うことを定めるものでございます。

第6条、入園資格等でございます。こちらは、認定こども園の入園資格、入園手続及び利用料金等を定めるものでございます。認定こども園につきましては、保育所と幼稚園の両方の機能をあわせ持った施設でございます。

第1項におきましては、入園資格、入園手続、それから第4条第1項に定める保育所にかかわる保育料、また、第4条第2項に定める幼稚園事業について、それぞれ保育所及び幼稚園の例によることを定めるものでございます。現在、保育所の入園資格、保育料につきましては、下田市保育の実施に関する条例に、それから入園手続につきましては、下田市保育の実施に関する条例施行規則に定められております。幼稚園の入園資格、手続につきましては、下田市立幼稚園管理規則、授業料につきましては、下田市幼稚園授業料徴収条例に定められているものでございます。

第2項におきましては、各種子育て支援事業及びその他市長が必要と認める事業については、別に規則等を定めて実施する旨を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第7条、委任でございます。こちらにつきましては、この条例に定めるもののほか、認定こども園の管理及び運営に必要な事項は、市長が別に定めるものとしたものでございます。

それから、附則の第1項でございます。施行期日でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行するものとさせていただくものです。

附則の第2項の準備行為でございます。第6条に規定します入園手続、その他必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができることを定めたものでございまして、認定こども園の平成26年4月の開園に向けまして、今年度から入所受け付け等の事務手続が可能となるように規定するものでございます。

附則の第3項でございます。市民文化会館条例等の一部改正でございますが、下田市が管理いたします各施設の条例におきまして、保育所、幼稚園の利用に関する利用料金の減免規定があるものについて、新たに認定こども園を減免対象として追加することを附則で規定させていただいたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市立認定こども園条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。10分間休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時 3分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明は終了しています。

議第46号に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 認定こども園条例であります。大変この、1つは過渡期の条例なのかなど、こんな思いがするわけでありまして、認定こども園が児童福祉法に基づきます保育所の施設と、規程と、学校教育法に基づく幼稚園の規程、さらに児童福祉法だと思っておりますが、子育て支援事業等の規程と、この3つも4つもの規程をこの中であわせ持っている、という状態であろうと思っておりますので、しかも11時間の保育をするということになりますと、既にあります下田幼稚園、あるいは保育所との関連が、どのように理解をしたらいいのか、1点お尋ねをしたいと思います。

具体的には、第3条で認定こども園に園長を置くと、こういうことでもありますので、この園長は、当然幼稚園施設、保育所施設も含めた園長だと、こういうことになろうかと思うん

ですが、一般的には園長といえは1人というような想定をするわけでありますが、この幼稚園と保育園それぞれの施設があるということになりますと、それぞれの2名の園長を置くようなことを想定しているのか。1人の園長が全てを、この認定こども園として統括をするのか。認定こども園としての法体系、あるいは幼稚園としての法体系、あるいは保育所としての法体系の関連性が、非常にややこしくなっていてわかりにくいと。どうなっているのかという点であります。

それに関連いたしますと、本来認定こども園の中で、子育て支援事業を進めてまいらなければならない、そういう規定があるかと思いますが、既にその近所に子育て支援施設があるので、それで充当するんだと、こういうことで進んでまいっていいようかと思いますが、この子育て支援事業と認定こども園との関係といいますか、統括するところ等々の管理体制は、しからばどのようなことになるのかという点を、2点目としてお尋ねをしたいと思います。

それから、第4条の(4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業を、この認定こども園で行うんだと、こういう条例規定になっておりますが、私のほうで聞き漏らしたのかもしれませんが、具体的にこの4条を定めて、どういうことを想定ができるのか、しているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、この認定こども園に当然入りたいけれども、いっぱい入れないと、こういう事情が出てこないのかどうなのか。前回もお尋ねして、そういう事情はないというような返事をいただいているところでございますけれども、実態的にはどういうことになっているのか。

それから、当然この条例を定めるに当たりましては、遠くのほうからも園児、あるいは保育幼児を通園していただくということになるかと思いますが、当然この通園にかかわる部分の規定が、全くこの条例から欠落をしているというように思うわけでありまして。この通園の問題は、やはり認定こども園として定めるのであれば、この条例にきっちりその精神をうたうべきではないかと、僕は思うわけでありまして、ここら辺の要望やいろんなものが出ているにもかかわらず、この条例からはそれらのものの規定が全くないというのはどういうことなのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、ただいまご質問がありました点につきまして、順にお答えさせていただきたいと思います。

まず、保育所、幼稚園との関連の理解というようなことでございますけれども、現在下田

保育所、現行7時45分から18時というような開所時間になってございますけれども、今後来年度以降は、7時半から18時半、11時間保育というような形で、認定こども園のほうと同様の時間にさせていただく状況です。それから土曜日につきましても、現在は7時45分から1時15分というような形で進めておりますけれども、土曜日につきましても、同じく11時間保育というような形にするところでございます。

それと、下田幼稚園との関連でございますけれども、現行どおりの運営で、また1点、預かり保育等、現在実施しておりませんが、認定こども園で行うサービスと同様のサービスのほうを進めていくというような形になってございます。

それから、第3条で園長を置くというような規定になってございますけれども、現在ご承知のように、幼稚園の園長につきましては、4園あるんですが、近隣の小学校の校長先生に兼務をお願いしているところでございます。来年度以降は、やはり下田幼稚園につきましても、独自の園長を置く考えであります。

それから、認定こども園につきましては、あくまでも今度、保育所と幼稚園、その幼保連携型ということでございますので、幼稚園の園長がおりまして、それから保育所の園長がいて、それからさらに、認定こども園の園長ということで、その認定こども園を全て管理する園長を置くというようなこととなります。その幼稚園の園長、それから保育所の園長が、認定こども園の副園長というような形で、今考えているところでございます。

それから、こども園と子育て支援センター、こちらの関係のご質問だったかと思っておりますけれども、現在当然認定こども園につきましては、認定こども園法で子育て支援事業、それから、そういった子育て支援センターで行っております相談事業ですとか、情報提供ですとか、そういったものを行わなければならないということで、法律で規定されているものでございまして、ご説明、前回もちょっとさせていただいたかと思っておりますけれども、隣接している施設ではございますが、一体的に管理をしていくというような形で考えておりまして、また子育て支援センターの職員も、認定こども園の園長の管理下に入るというようなことで考えているところです。

それから、4条です。市長が必要と認める事業は何を想定しているのかというご質問ですが、今現在は、ちょっとこちらのほうで想定している事業等はありませんが、今後、6月定例会でご審議いただきました子ども・子育て会議等、またこれから、子ども・子育て支援事業計画、そういったものを定めていかなければなりません。またそういった中で、例えば、子育て支援事業に関する事業が出てくるというような可能性もございますので、そういった

ものが出てきた場合に、こちらの事業をこちらの認定こども園で実施できるという規定を定めさせていただいたものでございます。

それから、認定こども園の入園の関係でございます。実態はどうかというところでございますけれども、現在、定員を定めてございまして、幼稚園で180、それから保育所で121というような定員を定めてございまして、全ての民間保育所含めまして、下田保育所、下田幼稚園、それから認定こども園の中で、現在市内の未就学の子供たちは、全て定員上はクリアできるというような形になってございますが、これからこちらの条例を議決いただいた後には、11月中旬ぐらいから、また来年度にかけての募集をしなければならない、それが始まるわけでございますけれども、またその前にも、最終的な運営計画でございますとか、通園の方法の関係で、まず10月の最終週ぐらいにかけまして、各施設について、また説明会をお願いしたいところでございます。

その中で、改めまして、できましたら認定こども園につきましては、廃園となる幼稚園、保育所の児童・園児を優先させて、入園させていただきたいというようなことは、ご説明をさせていただきたいと思っております。やはりその中で、どうしても認定こども園に行きたいというような保護者の方、いらっしゃるかなという感じはしますけれども、そこにつきましては、またうちのほうで検討、または基準等を定めまして、調整をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、通園に係る規定を定めるべきだというようなご質問でございますけれども、あくまでもこちらにつきましては、設置及び管理に関する条例ということでございまして、そういった通園に関する規定については、こちらでは定めてはございません。通園についても、おのおの保護者の方の送迎、または通園バスをご使用なさる方もいらっしゃるというようなことでございますので、条例で規定するもの、設置管理条例で設置する内容ではないというようなことで、こちらについては定めてございません。また通園バスにつきましては、今、計画等策定してございまして、また保護者の皆さんには、10月後半の説明会のほうで示させていただくというような予定になっております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 説明をいただいたわけではありますが、3人の園長というんでしょうか、置くんだと。幼稚園に園長、保育園部分に園長、そして認定こども園として、もう1人置かれると。今の体制は、幼稚園の園長さんは小学校の校長さんを兼ねていると、こういうこと

かと思うんですが、そうしますと、認定こども園の園長さんは、そういうような方向を考えているのか、あるいは、専任で認定こども園に常駐されている園長さんというようなことで考えられているのか、確認をしたいと思います。

それから、しからば設置及び管理に関する条例であるので、通園バスや通園の措置については定めてないんだということであれば、具体的にどこで定めることになるのかと。

それから、当然保育所は、子供たちへの給食調理場を持って、給食等々の体制を当然とられると思うわけであります。認定こども園のお子さんも、同様な体制になろうかと思うんですが、そこら辺の体制はどういう具合になるのかという点と、それらの点についても、当然この条例では定められていない。当然管理の中に、僕は含めてもいいんじゃないかと思いますが、含めなく進めるんだということであれば、どのような条例体制になるのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 一番最初の園長でございますけれども、こちらについては、専任で現在の職員の中から、認定こども園の園長というものを置きたいと考えてございます。

それから、通園の規定をどこで定めるのかというようなことでございますけれども、やはり先ほども申し上げましたとおり、通園につきましては、保護者の方による送迎、バス通園等ございますので、特段通園の方法について定めるというようなことは予定してございません。1点、バスを使うわけでございますので、バスの使用料ですとか、そういったものについてはまた、要綱で決めていきたいと考えてございます。

それから、認定こども園の調理場の体制でございます。現在、予定では、認定こども園には調理場を設置することになってございまして、今、下田保育所には独自の調理場が当然ございます。今、下田幼稚園につきましては、下田小学校の調理場から配送しているところでございますけれども、やはり未就学児で同じものをというようなことでございますので、認定こども園の調理場から下田幼稚園については配送するというような形で考えているところでございます。特段、保育所、認定こども園につきましても、調理場の体制について条例で設定、設置するというような形ではなく、やはり、そういったこども園なり保育所の施設の基準について、調理場を置かなければならないというような部分がございまして、あえてそちらの規定はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

3回目です。

○7番（沢登英信君） 最後になろうかと思いますが、この認定こども園の法体系の中の大きな柱の一つ、4つある柱の一つは、やはり相談事業だと思うんです。本当にお母さんたちが、子供・子育てで困って、特に相談を応ずると、こういう体制だろうと思うんですが、その事業展開が全く条例上もされていないと。具体的にも相談事業が進められていないんじゃないかと思いますが、現状の相談事業というのは、具体的にしからばどこの場所でどういうぐあいにやられているのかと。

それから、それらの不十分さが、認定こども園の事業展開の中で、より一層充実させていく可能性というのはあるのかと。全くこの条例の中から、相談事業は考えずに欠落しているのか、そこら辺の見解を最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 相談事業の関係でございますけれども、こちらにつきましては、特に相談事業というふうに明記をさせていただいているものではなく、こちらの事業中の第4条の第3号、こちらで申し上げております法2条第6項に規定する子育て支援事業のうちというようなことで、こちらは法律の第2条第6項にそういった定義がございます。ちょっとこちらを読ませていただきますと、この法律においての、この法律はこれは認定こども園法でございますけれども、子育て支援事業、こちらにつきましては、地域の子供の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業ということで、法律の第2条6項で規定されているものでございまして、あくまでも法律の運用ということで、こちらに規定させていただいたものでございます。

今後、認定こども園におきましては、現在子育て支援センターにはない相談室というものも、認定こども園の施設の中に設けてございますので、そちらのほうで相談をしていただくというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第47号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第47号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、続きまして、議第47号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿19ページ、議案のかがみをお願いいたします。

下田市立保育所条例の一部を改正する条例を、別紙20ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますけれども、白浜保育所、須崎保育所、大賀茂保育所、柿崎保育所を廃止し、新たに敷根保育所を設置するためでございます。

お手数でございますが、条例改正関係資料等の説明資料19ページ、20ページをご覧くださいと思います。

19ページが改正前、20ページが改正後となっており、アンダーラインの箇所が今回改正させていただきたい部分でございます。

第2条、保育所の名称、位置及び定員につきまして、改正前は別表のとおりとするとしていたものを、改正後につきましては、別表を削除いたしまして、次のとおりとするとして、市立白浜保育所、須崎保育所、大賀茂保育所、柿崎保育所を削除し、下田市立敷根保育所の名称、位置、定員を加えた表を定め、あわせて字句の訂正を行ったものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の20ページをお願いしたいと思います。

附則でございますが、第1項で、この条例の施行期日は、認定こども園の開園となる平成26年4月1日から施行させていただくものとするものでございます。また、第2項におきましては、下田市立敷根保育所の入所の申し込み、その他必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができることを定めたものでございまして、平成26年4月の開園に向けて、今年度から入所受け付け等の事務手続が可能となるように規定するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 認定こども園の進行と同時に、供用と同時に、下田市立保育所、須崎、大賀茂保育所、あるいは柿崎保育所を廃止しようと、こういうことであるわけでありましたが、地域の子供たちは地域で育てると。おじいさんやおばあさんが、この白浜保育所で運動会等々やられてきたと、園の主催で。このような状況を、これを廃止してしまって、地域の子供たちは地域で育てるというこの理念は、具体的にどのように保障されるのかと。全く切り捨てられてしまうのかどうなのか。1点お尋ねをしたいと思うわけであります。

そしてなお、この廃止した施設をどのように利用しようとしておられるのか。一定の検討はされているようですが、現時点でどのような方向が定められているのかどうなのか、お尋ねをしたいと思うわけです。

そもそも、この4つの保育所、それぞれ市が直接建設していったということよりも、むしろ地域の人たちが、例えば白浜あたりに行きますと、民宿が大変盛んなころ、子育てに時間が割けないということで、地元の区の方々が保育所をつくっていくと。季節保育所としてつくられてきたという歴史を持っていようかと思うわけでありますが、このような伝統を、全く切り捨ててしまうのかという観点からの質問をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、廃止された施設の子供たち、いわゆる地域の子供は地域で育てるというようなことでございますけれども、今回認定こども園のほうでは、通園用にバスを2台用意するつもりでございますが、最低その1台は自前で持ちたいなということで、今検討している最中でございます。そういったバスを利用いたしまして、やはり、そういった交流の部分については、あくまでも行っていきたいなというふうに考えております。実際に具体的にクラス編成の中で、地域の子供だけというわけにはいきませんので、例えば同じクラスの子供がいろんな地域へ行くというような形で、交流の部分を進めていきたいと考えております。

当然、今までのように地元の方たちが、すぐ近くの保育所に運動会の応援に行くというようなわけにはいきませんが、認定こども園についても、園庭の広さによって運動会等どこでやるかというような部分も検討してございますけれども、そういった部分についても、また会場のほうへ応援に来ていただきたいということで、お願いはするつもりでございます。

こういった、例えば地域で行う敬老会、そういったものについても、積極的に参加をさせていただきたいなというように考えています。

それから、施設の利用の部分でございますが、今、大賀茂保育所については借地でございますので、来年度解体をいたしまして、地主の方に返地したいと考えてございます。それから柿崎保育所につきましては、区有地という言い方はおかしいんですが、柿崎区の方の所有する土地に柿崎区が建築をした。一部、市のほうで増築した部分もございまして、そちらについても、原則柿崎区にお返しするような形で、今、柿崎区のほうにいろいろと検討方法をお願いしているところでございます。当然また柿崎区のほうで、解体して更地にかえせというようなお話になれば、そういったことで進めていかなければならないのかなと思ってございます。白浜保育所については学校用地でございますので、基本解体して学校用地として使用していきたいなど。須崎保育所については、建物は市の建物でございます。土地については須崎財産区でございますので、当然、まだ施設的にも新しいということもございまして、今現在、須崎財産区、それから須崎財産区を所管してございます総務課と一緒にしまして、須崎財産区のほうに使用の方策を検討していただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第47号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第48号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第48号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第48号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の21ページ、議案のかがみをお開きいただきたいと思います。

下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例を、別紙22ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、吉佐美幼稚園、白浜幼稚園、稲梓幼稚園を廃止し、新たに敷根

幼稚園を設置するためでございます。

お手数でございます。条例改正関係等説明資料21ページ、22ページをごらんください。

21ページが改正前、22ページが改正後となっております。アンダーラインを引かせていただいた箇所が、今回改正させていただきたい部分でございます。

改正部分でございますが、第2条、学校等の名称及び位置につきまして、下田市立吉佐美幼稚園、稲梓幼稚園、白浜幼稚園を削除し、下田市立敷根幼稚園を加えた表形式とし、あわせて字句の訂正を行ったものでございます。

お手数でございますけれども、議案件名簿22ページに戻っていただきたいと思えます。

附則でございます。

附則の第1項でございますけれども、施行期日といたしまして、この条例の施行期日は認定こども園の開園となる平成26年4月1日からとするものでございます。

また、2項におきまして、準備行為でございますけれども、新たに設置する下田市立敷根幼稚園の入園申し込み、その他必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができることを定めたもので、平成26年4月の開園に向けまして、今年度から入園受け付け等の事務手続が可能となるように規定するものでございます。

それから、附則第3項でございます。下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正を、こちらの附則で行うものでございます。内容といたしましては、浜崎学校給食共同調理場の対象学校、こちらから白浜幼稚園を削り、また、稲生沢共同調理場の対象学校から稲梓幼稚園を削るものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 吉佐美幼稚園、あるいは稲梓幼稚園、白浜幼稚園を廃止をすると。認定こども園ができたから、それに伴います給食体制も変更するんだと、こういう内容の条例かと思うわけでありまして、各地域に、小学校、中学校がそれぞれ設置されていながら、それより以下の大変幼い子供たちが認定こども園に通園するんだと。各地域の子育てを廃止してしまうと、幼稚園を廃止してしまうということは、非常に私は残念だと思いますし、大変認めがたいという思いでいっぱいでありまして。

そういう意味では、やはりこの地域からいきまして、稲梓幼稚園、あるいは白浜や吉佐美の幼稚園は、最大限存続するという努力をすべきではなかったのかと。それができないなら、その幼稚園が廃止されても、あったと同じような形のものが、そこの教育が地域に残っていると、このような努力をすべきではないかと思うわけではありますが、保育所のところでも聞きましたけれども、同じような観点から、幼児教育についてどのような努力をするのか、全くそのような努力は必要ないと考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 今のご質問でございますけれども、白浜、吉佐美、稲梓幼稚園を廃止させていただくという中で、その存続に向けた努力をすべきというようなご質問かと思えます。

やはり、今の子育て環境の変化ですとか、保護者の方のニーズ等によりまして、やはりどうしても、当然今現在、幼稚園の入園者数が非常に少なくなっているというようなところでございます。そういった状況を前提に、下田市の幼稚園、保育所、再編整備委員会等開催いたしまして、平成26年4月を目標に、公立施設の統廃合といったものが計画ができて、今回こういった条例を提案させていただいているところでございます。

当然、小学校は各地域にございます。中学校につきましても、今現在は4校あるということで、あくまでもそういった義務教育については、各地域の中で地域コミュニティとしての部分もあるということでございますので、やっておりますが、あくまでも未就学児については、当然先ほど保育所の中でも申し上げましたとおり、地域との交流はなるべく続けさせていただくように努力するような部分ではございますが、やはり、敷根地区というようなこともございますので、ある程度の事業計画をつくって、地域のほうへ訪問させていただくというようなことで考えているところでございます。

なかなか存続をするに当たりまして、やはり、今の少子化というような部分で、存続していく部分が大分難しくなったという状況をご理解いただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第48号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第49号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第49号 下田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、議第49号 下田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の23ページをお開き願います。

提案理由につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）の施行に伴う条文の整備を行うためでございます。

提出議案につきましては、本条例の根拠法となります災害対策基本法の一部改正が、平成24年6月に公布・施行されました。この平成24年の一部改正につきましては、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図る観点から、一部改正がなされたものであります。国、地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しも行われております。

見直しでは、機動性が求められる災害応急対策は、災害対策本部に一元化することが効果的であるとのことから、両者の役割分担を明確化するとしております。また、この法律の一部改正において、県の防災会議の組織所掌事務にかかわる規定が改正されました。このため、災害対策基本法第16条第6項で規定をしている、市町村の防災会議の組織及び所掌事務につきましては、県の組織及び所掌事務の例に準じて条例で定めるとされておりますので、今回改正の必要が生じたものでございます。また、あわせて防災会議の平時における防災に関する諮問機関としての機能強化を図るため、委員の構成、定数も見直すものでございます。

内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明をさせていただきますので、お手数ですが、資料の最後の23ページから24ページをお開き願います。

23ページは改正前、24ページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、今回改正させていただくところでございます。

改正内容につきましては、第2条中の字句を「次の各号」から「次に掲げる」に改め、同条第2号から第4号を改正後のアンダーラインの所掌事務に改めるものでございます。

第2号の水防計画の記述につきましては、今回の見直しにあわせまして、水防法の規定に適合した所掌事務表現に改めるものでございます。

次に、第3号につきましては、先ほど述べたとおり、市町村の防災会議の組織及び所掌事務については、県の組織及び所掌事務の例に準じて条例で定めるとされていますので、県の条例に準じた規定としたものでございます。

次に、第4号につきましても、県の条例に準じ、重要事項に関し、市長に意見を述べることのできることの規定に改めるものでございます。

次に、第3条の会長及び委員関係の改正についてでございますが、本年度取り組んでおります地域防災計画の改定等に当たり、多様な意見の反映を図るため、委員の追加を行うものでございます。改正箇所といたしましては、現行条例の第3条第5項中の字句を「次の各号」を「次に掲げる」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に新たな第6号として下田市を管轄区域とする消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定による消防機関（消防団を除く。）の職員のうちから、市長が委嘱する者を規定するものでございます。この規定につきましては、消防組合の職員について、その扱いを明確にするものでございます。

次に、第3条第5項に、次の1号を加えるものでございます。第9号として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者」でございます。

次に、第3条第6項につきましては、第6項として「前項に規定する委員の定数は36人以上とする」に改めるものでございます。現行の32人から36人に増員をするための改正でございます。

次に、第7項につきましては、今説明をいたしました第5項の委員関係に連動する部分の字句整理をしたものでございます。

それでは、議案件名簿の本文24ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、議第49号 下田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 第3条の関連について、ちょっとお聞きしたいんですが、第3条の6項、新しく書き加えられました「下田市を管轄区域とする消防組織法第9条の規定による消

防機関」というのは、具体的には何を指すのでしょうか。現実的には、8月に開催された防災会議のほうに、消防団の団長と下田市消防組合消防長が出席されていますが、それ以外の機関なのかどうなのかというのを、ちょっと教えてください。

もう1点は、9号「自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから市長が委嘱する者」、これ新たに自主防災会長を防災会議のメンバーとして入れるというようなことだと思います。先ほど、先日私が一般質問で質問しました防災会議の構成メンバーについて、そのほかにも私は、建設業協会等からも参加させたほうがいいのではないのか。特に社会的インフラ整備に関して、電気、ガス、水道、あるいは道路等々に関して、災害時には速やかな復旧作業が望まれる、そういうときに、建設業、重機だとかそういう職員等々、すぐに必要なものについては、日頃からそういう防災会議の中で、いろいろ意見交換する必要があるのではないかというふうなことで、そういう要請をしましたが、そのときに課長のほうは、自主防災会議のメンバーに関しては、県のほうの規定で決まっているもので、現実的には何も言えないというふうなことでしたが、今回自主防災会長が入りました。じゃ、建設業協会とか入れることはできなかったのかどうなのか、いうふうなことをもう一度お聞きします。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 鈴木 敬議員のご質問、3点かと思しますので、順番にお答えをしたいと思います。

まず、条例の6号の消防組織法の規定で、今回消防機関を明確に入れたということですが、これはもともと、この防災会議条例というのは非常に古い条例でございまして、県においてもそうですけれども、下田市の場合は、古い時代、昭和58年に一部事務組合として、今の消防組合が独立するまでは、下田市の中に下田の消防本部があつて、そこに消防長も職員もいて、市長の統治下の中に法体系の中ではおったんですが、それ以降、独立した団体となりましたので、この条例の整備にあわせて、消防組合の職員ということで、条例の中で明確に規定を盛り込んだということでございます。ご理解いただけたと思います。

次に、2点目の「自主防災組織を構成する者又は学識経験者」の記述ですけれども、これにつきましても、県の条例に準ずるということで、今回このタイミングで条例に自主防災会、自主防災組織等学識経験を追加したわけですが、先般の一般質問の時点では、まだ現行条例がこのように改正がなされておらなかった時点でもありまして、あのような時点での答弁をさせていただきましたが、実は8月8日に第1回の自主防災会議を開催しておりますが、

この時点では条例改正がなされていなかったため、敬議員ご指摘のような十分な委員の構成が整わなかったということもございますので、今回この条例が制定されるならば、次回、第2回以降の防災会議においては、市長のほうからしかるべき委員を人選していただきまして、委員の増強を図って、多様な意見が汎用できるような防災会議にしていきたいと思っております。

それから、3点目の、市内の地元の土木業者等の話ですが、この防災会議の条例は、先ほども言いましたように、県の条例に準じたということで縛りがございますので、県の条例のほうにおいても、そのような地元の具体的な協会等は今入っておりませんので、今回この条例が制定されたといいたしましても、県条例が変わらない限りは、そのような形のものには、取り扱いをしていけないという状況もございます。ただ、一般質問の中の要旨の中で言われている部分の、そういう建設業界等との災害時の応援協定、こちらにつきましては市長の裁量でございますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 県の条例は、いつ改正されたんでしょうか。8月8日の第1回防災会議は、消防長と消防団長、両方とも出席していますよね。その時点でもう改正されているのかどうなのか。自主防災会長は、これは県の条例のほうでもしっかり明文化されて改正されて、その中から出すというふうに新たに規定されたのかどうなのか。

本当に一番、建設業協会いざとなったときに、どういうふうに復旧作業をするのかということが一番大事なことであって、東京電力だとか、伊豆急行、下田ガス等々は参加していますよね。あと西日本電気通信株式会社等、あとLPガス協会も入っていますが、最も必要なのは、やはり道路等の、あるいは崖崩れが生じたところなんかの道路の回復作業、これ一番必要なんではないかと思いますが、そこら辺のところ、単に防災協定を結ぶというだけでよいのかどうなのか。日常的なそういう会議で、いろいろ意見交換する、あるいは実際の避難訓練等々に一緒に参加して、一緒に訓練をする等々のことも、日常的なそういうふうな緊密なつながりも必要なんではないかと思うんですが、そのためには、そういう防災会議等々の中にちゃんとした席を置いておくということが必要になると思いますが、そこら辺のところ、県の条例がそうになっていないからそうしないんだというふうなことで、本当にそれで済むものかどうなのか、もう一度お聞きします。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） ちょっと説明がうまくいなくて申しわけないですけども、こ

これは条例につきましても、本市の条例も県の条例も、先ほど言いましたとおり、災害対策基本法の一定の規定の流れの中で制定しているものでございまして、地方公共団体、県の条例の委員の中の根拠につきましても、今お話になっております災害対策基本法の15条の第9号第7号委員ということで、県条例のほうでは、地方公共機関の中のそういう業界についても、特定の者のみを規定して、その中の委員としておりますので、具体的な下田の土木業の方の位置づけについては、県の条例に準じた考え方がなされますので、今の国の法律に準じた静岡県条例に準拠するという考え方のもとに、委員の構成を選出しますので、現時点では、県の防災会議条例の中の委員構成の考え方が変われば、それに準拠できると思いますが、現時点では難しいと、しがたいということで、準拠するということの縛りを外すわけにはまいりませんので、ご理解をしていただきたいと思います。県条例に準じてというルールでお願いいたしますということでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

3回目です。

○5番（鈴木 敬君） 8月8日の第1回防災会議出席者の名簿をいただいたんですが、これ34名出ていますよね。条例によると防災会議のメンバーは32名であると。今回それを36名まで増やすんだというふうなことですが、8月8日の時点で34名出席していますよね。ある程度の柔軟性、そこら辺のところでも、ここでもう8月8日の時点でも、そこら辺のところ、柔軟に取り扱われているのではないんですか。だから、本当に大事だと思うところであれば、もっと柔軟に考えてもいいのではないかというふうに、もう一度お聞きします。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市民課長。

○市民課長（土屋 範夫君） 敬議員、8月8日の委員名簿をご覧になったのかなと思われませんが、その中で、市長につきましては、当然委嘱する人ですので、諮問機関ですから、名簿には当然一番上に入っていますけれども、市長については除かれます。それから私も事務局でするので除かれますので、数字としては合うはずですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

36に改定しましたら、また定数については見直しをしっかりとやっていきますので、ご理解してください。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 1点だけお尋ねをしたいと思います。第2条の規定が改定案が出ていまして、市長の諮問に依拠するという文言がそれぞれ入ってきているわけですが、具体的な内容として、改正前と改正後で、単なる諮問機関というような位置づけになるのか、改正前と改正後で、具体的な内容が変わる点があるのかという点をお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 沢登議員お尋ねの、この改正によりまして、当然平時のときに、当然あらゆる観点で多様な意見をまとめながら、この防災会議を、冒頭言いましたように、平成24年の法律改正で、応急のときには、当然災害対策本部で防災の処置に当たるんですが、平時のときにしっかりした会議の構成によりまして、いろいろな問題、あるいは防災対策について専門的な意見交換をして、その中で得られたものについては、執行者のほうに当然反映させるような方向になるかと思えます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時 2分休憩

午後 1時10分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第50号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第50号 下田市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、議第50号 下田市災害対策本部条例の一部を改正する

条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の25ページをお開き願います。

提案理由につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）の施行に伴う条文の整備を行うためでございます。

提出議案につきましては、本条例の根拠法となります災害対策基本法の一部改正が、平成24年6月に公布・施行されました。この改正法により、災害対策本部に関する規定が、都道府県の災害対策本部を規定する条と、市町村の災害対策本部を規定する条に分割されましたので、今回、条例内で根拠としております災害対策基本法の条番号を整理するものでございます。

改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料でご説明させていただきますので、資料の一番後ろになりますが、23ページから24ページの下段をご覧ください。

23ページは改正前、24ページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、今回改正させていただくところでございます。

改正内容につきましては、第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改めるものでございます。

なお、災害対策基本法第23条の2第8項の規定につきましては、参考までに朗読させていただきますと「前各号に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める」という規定でございます。

それでは、議案件名簿の本文26ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上、雑駁な説明でございましたけれども、議第50号 下田市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[発言する者なし]

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第50号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第51号～議第60号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第52号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第53号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第54号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第55号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第56号 平成25年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号） 議第57号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第60号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上10件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） それでは、議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第4号）から議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、私のほうから一括してご説明申し上げます。

あさぎ色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず初めに、議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、9月の補正予算につきましては、その編成方針を厳しい財政状況の中、6月補正後の事情の変化により必要となった義務的な事業等に限ったものとする定め、予算要求の指示をしたところであり、査定につきましても、この方針により行ったものであります。

その内容につきましては、歳入では、平成24年度決算に基づく繰越金の増額、普通交付税交付額の確定による増額、特別会計からの繰入金の精算に伴う増額等の一般財源の増額を今補正財源のベースとし、歳出では、国県補助事業の調整、防災対策、地域経済対策、教育・子育て支援等市民生活の安心・安全を図るとともに、防災対策事業の財源確保を目的に、特別職等の給与の減額措置を講じるとともに、基金への積み立て措置をし、財政の健全化を目指すものとなったものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度下田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億1,405万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ101億266万円と

するものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから4ページの記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

債務負担行為の追加は1件で、事項は「子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料」、期間は平成25年度より平成26年度まで、限度額は事業予定額550万円の範囲内で、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託契約を平成25年度において締結し、平成25年度予算計上額280万円を超える金額270万円については、平成26年度において支払うものでございます。

1ページに戻っていただき、第3条は地方債の補正で、第1項地方債の追加は、「第3表地方債補正1」の追加、第2項地方債の変更は、同じく「第3表地方債補正2」に変更によるということで、補正予算書の6ページをお開きください。

1としまして、地方債の追加は1件でございます。非常用電源装置設置事業で、限度額2,870万円を追加するものでございます。

2としまして、地方債の変更は3件でございます。1件目、県単道路整備事業、2件目、県営街路整備事業につきましては、臨時財政対策債に振りかえるものでございます。3件目は臨時財政対策債で発行可能額が確定したため、限度額4億5,000万円を限度額4億8,500万円に変更するものでございます。なお、追加・変更のいずれについても、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の概要についてご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、まず、企画財政課関係、9款1項1目1節地方特例交付金12万8,000円の増額は、交付額確定によるもの、10款1項1目1節普通交付税1億8,357万9,000円の増額は、平成25年度普通交付税額確定によるもの、19款1項1目1節繰越金3億3,349万4,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの、21款1項2目1節道路橋梁債910万円の減額、同3節街路債2,830万円の減額は、臨時財政対策債の増額により振りかえるもの、21款1項3目1節消防債2,870万円の増額は、非常用電源装置設置事業に係るもの、21款1項5目1節臨時財政対策債3,500万円の増額は、発行可能額の確定によるものでございます。

次に、総務課関係、13款1項1目1節施設使用料2万8,000円の増額は、微小粒子状物質自動測定器設置使用料、15款3項5目1節県費・権限移譲事務交付金19万6,000円の減額は、権限移譲事務交付金の確定によるもの、20款4項4目16節雑入119万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与受入金でございます。

市民課関係、15款1項1目2節県費・地域防災対策費補助金310万5,000円の増額は、育成事業分として救命胴衣等購入補助及び避難施設整備事業に対し63万3,000円、市町等防災資機材整備事業分として簡易トイレ購入に対して73万5,000円、備蓄食料整備事業分として災害用備蓄品購入に対して91万3,000円、地震対策標識等設置事業分として避難誘導標識設置工事に対して82万4,000円、20款4項3目2節一部事務組合過年度収入612万7,000円の増額は、下田地区消防組合より平成24年度の負担金精算分を受け入れるもの、20款4項4目16節雑入100万円の増額は、防災施設等整備事業に対する都市自治振興協会防災対策事業交付金を増額し、その全額を非常用電源装置設置工事に追加充当するものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

福祉事務所関係、14款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金323万7,000円の増額は、自立支援医療費の厚生医療費の増額に伴うもの、14款2項1目1節国庫・社会福祉費補助金は、地域生活支援事業実施要綱の一部改正に伴うもので、障害程度区分事務費9万2,000円の減額と、地域生活支援事業費9万2,000円の増額による組み替え、15款1項1目1節県費・社会福祉負担金161万9,000円の増額は、自立支援医療費の厚生医療費の増額に伴うもの、15款2項2目1節県費・社会福祉補助金4万6,000円の増額は、地域生活支援事業等に対する県補助金の措置に伴うもの、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金268万4,000円の増額は、子育て理想郷ふじのくに地域モデル事業に対する補助金、20款4項3目1節民生費過年度収入2,465万1,000円の増額は、特別障害者手当等支給事務総務費、障害福祉サービス費及び児童手当交付金の前年度精算によるものでございます。20款4項4目4節心身障害者扶養共済制度保険料受入金24万円の増額は、同制度による年金受給者1名の増加によるものでございます。

健康増進課関係、14款2項2目1節国庫・保健衛生費補助金65万円及び15款2項3目1節県費・保健衛生費補助金2万5,000円の追加は、未熟児療養医療補助事業分、18款1項2目1節国民健康保険事業特別会計繰入金185万5,000円の増額は、平成24年度介護納付金補てん精算分について、精算により繰り入れの見込みがないため1,000円の減額、出産育児一時金精算分については、185万6,000円の増額によるもの、18款1項3目1節介護保険特別会計繰

入金845万7,000円の増額と、18款1項4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金398万5,000円の増額は、前年度決算の確定による精算分を受け入れるものでございます。

環境対策課関係、20款4項3目2節一部事務組合過年度収入137万8,000円の増額は、前年度決算確定に伴う南豆衛生プラント組合負担金の精算によるものでございます。

産業振興課関係、15款2項4目1節県費・農業費補助金221万4,000円の増額は、補助金内示より農業委員会事務取扱費3万6,000円の減額、青年就農給付金交付事業225万円の増額によるもの、15款2項4目2節県費・林業費補助金85万9,000円の増額は、鳥獣被害防止総合対策交付金の追加でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

建設課関係、15款2項6目1節県費・住宅費補助金67万円の増額は、河内松尾急傾斜地対策事業に対する補助金、15款3項4目1節県費・土木費委託金9万5,000円の増額は、住生活総合調査業務に対する委託金を受け入れるものでございます。

学校教育課関係、14款2項1目3節国庫・子育て支援交付金796万円の減額と、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金796万円の追加は、へき地保育事業、一時保育促進事業及び特別保育事業について、補助制度の変更により国庫から県費に変更となったため、17款1項6目1節教育寄附金は100万円の寄附を受け入れるもの、18款2項1目7節教育振興費繰入金800万円の増額は、小学校教育用パソコン整備事業に追加充当するためでございます。

生涯学習課関係、13款1項7目9節市民文化会館使用料5,000円及び同10節下田市民スポーツセンター使用料7,000円の追加は、自動販売機設置使用料でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございますが、今回予算措置しております特別職等の給与の削減額につきましては、特別職の給与分151万5,000円、一般職の給与分2,419万9,000円でありまして、各課別の削減額を人件費計上の事業に掲載してございますのでご参照を願います。

議会事務局関係、1款1項1目0001事業議会事務18万7,000円の増額は、職員人件費。

企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業76万4,000円の増額は、職員人件費の減額、地区集会場建築補助金及び地域生活環境整備事業補助金の増額によるもの、2款1項9目0300財政管理事務18万5,000円の減額は職員人件費、2款1項16目0380財政調整基金3億9,644万9,000円の増額は、まず前年度決算剰余金分として2億700万円、財源調整分として1億8,944万9,000円を積み立てるものでございます。なお、1億8,944万9,000円のうち人件費削減分として2,444万9,000円を含んでおります。2款5項1目0650統計調査総務事務

50万9,000円の増額は職員人件費、2款9項1目0910電算処理総務事務142万8,000円の減額は職員人件費、11款1項1目7700起債元金償還事務12万3,000円の増額は、平成14年度借入れ分の利率見直しに伴うもの、11款1項2目7710起債の利子償還事務1,480万3,000円の減額は、平成14年度分借入れ分の利子の軽減分及び平成24年度発行債の利率の確定によるもの、13款1項1目予備費17万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費1,144万9,000円の増額は、特別職人件費削減分及び一般職人件費の減額、時間外勤務手当及び臨時雇い賃金の増額、退職手当負担金の減額と同退職手当特別分の追加、2款1項2目0112職員研修事業115万7,000円の減額は、研修旅費及び賃借料の減額、2款1項3目0140行政管理総務事務89万円の増額は庁用備品、2款1項5目0210財産管理事務86万1,000円の増額は、市有地管理図面作成業務委託、2款1項6目0142庁舎管理事業2万8,000円の増額は光熱水費、2款1項12目0350工事検査事務518万9,000円の減額は職員人件費、2款1項18目0390庁舎建設基金5,000万円の増額は、庁舎建設基金に積み立てをするものでございます。

出納室関係、2款1項10目0320会計管理事務22万9,000円の減額は、職員人件費及び消耗品費でございます。

施設整備室関係、2款1項15目0225新庁舎等建設推進事業107万1,000円の減額は職員人件費でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務308万8,000円の減額は職員人件費、2款2項2目0473地方税電子化事務30万円の増額は、e L T A X端末セットアップ業務委託でございます。

市民課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務673万7,000円の減額は職員人件費、2款8項1目0860地域防災対策総務事務1,268万円の増額は、職員人件費、普通旅費、災害用備蓄品、J - A L E R Tバージョンアップ業務委託、避難誘導標識設置工事、同0861地域防災組織育成事務190万円の増額は、災害用避難施設整備事業補助金及び救命胴衣等購入費補助金、同0864防災施設等整備事業3,076万4,000円の増額は、非常用電源装置設置工事、8款1項2目5810消防団活動推進事業230万円の減額は職員人件費でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項1目0550選挙管理委員会事務99万3,000円の減額は、職員人件費でございます。

監査委員事務局関係、2款6項1目0700監査委員事務37万1,000円の減額は、職員人件費

でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務484万5,000円の減額は職員人件費、3款1項2目1052在宅身体障害者児援護事業1,143万8,000円の増額は、自立支援医療に係る扶助費の増額と前年度の医療費の確定による国庫及び県費返還金、3款1項3目1120心身障害者扶養共済事務24万円の増額は、年金受給者の増によるもの、3款3項1目1453児童扶養手当支給事務12万3,000円の増額は、前年度の支給確定による国庫返還金、3款3項2目1502児童手当支給事務3万9,000円の増額は、前年度の支給確定による国庫返還金、3款3項7目1700母子家庭等援護事業40万3,000円の増額は、前年度の児童入所施設措置費等の確定による国・県への返還金、3款4項1目1750生活保護総務事務310万3,000円の増額は、職員人件費の減額、前年度の扶助費確定に伴う国・県への負担金返還金の増額、3款4項1目1752生活保護適正実施推進事業13万円の増額は、前年度決算確定に伴うセーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫返還金でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

健康増進課関係、3款2項6目1420介護保険施設等対策事業4万7,000円の増額は、前年度決算確定に伴う社会福祉法人等による利用者負担減免事業補助金の県への返還金、3款2項7目1420認知症施策総合推進事業28万7,000円の増額は、前年度の事業費確定による国庫返還金、3款6項1目1850国民年金事務11万6,000円の減額は、職員人件費の減額及び社会福祉法人日本国民年金協会の解散に伴う負担金の減額、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金531万円の減額は、前年度の介護納付金分に係る赤字補填分67万4,000円を追加繰り出しし、人件費の繰り出しを598万4,000円減額をするもの、3款8項1目1950介護保険会計繰出金528万1,000円の減額は職員人件費分、3款9項1目1960後期高齢者医療事業124万1,000円の減額は職員人件費、3款9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金146万4,000円の減額は職員人件費分、4款1項1目2000保健衛生総務事務210万円の減額は職員人件費、4款1項3目2040母子保健相談指導事業100万円の増額は、未熟児療養医療扶助費の増額、4款1項5目2080一部事務組合下田メディカルセンター負担事務1,954万7,000円の減額は、内訳として、交付税措置される負担金が2,058万1,000円の減額となり、起債償還分の出資金が103万4,000円増額となるもの、4款2項1目2150健康増進事業4万8,000円の増額は、前年度の健康増進事業決算確定による県費補助金の返還金でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務285万2,000円の増額は職員人件費、4款3項3目2280ごみ収集事務864万円の減額は職員人件費、4款3項4目2300焼却場管理事務

9,684万7,000円の増額は職員人件費の減額、焼却炉バグフィルター交換修繕料の増額、4款3項5目2380環境対策事務240万円の増額は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金でございます。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務3万7,000円の減額は職員人件費、5款1項2目3050農業総務事務178万円の増額は職員人件費、5款1項3目3100農業振興事業225万円の増額は青年就農給付金、5款1項5目3200農業施設維持管理事業599万4,000円の増額は、職員人件費の減額、修繕料、農業用施設維持補修用資材の増額、5款2項1目3351林道維持管理事業60万円の増額は修繕料。

14ページ、15ページをお開きください。

同じく3353有害鳥獣対策事業221万8,000円の増額は、有害獣被害対策事業補助金の増額及び下田市有害鳥獣対策協議会補助金の追加、5款3項1目3600あずさ山の家管理運営事業259万9,000円の増額は、床・畳等の修繕料、5款4項2目3750漁港管理事業316万2,000円の増額は、職員人件費の減額、修繕料、須崎外浦漁港陸間保守点検業務委託及び維持補修工事費の増額、6款1項1目4000商工総務事務28万7,000円の減額は職員人件費、6款1項2目4050商工業振興事業200万円の増額は、住宅リフォーム振興助成金でございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光総務事務232万7,000円の減額は職員人件費、6款2項2目4252観光振興推進事業25万円の減額は、てくもぐウォーク実行委員会解散に伴う負担金の減額、同4253観光再生プロジェクト事業270万円の追加は、龍宮窟ラブパワースポット活用業務委託、6款2項3目4350観光施設管理総務事務740万円の増額は、修繕料、はまぼうブリッジ塗装工事の増額、6款2項4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業850万円の増額は、海の交流館建具塗装工事の追加でございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務148万5,000円の増額は、職員人件費、普通旅費の増額、7款2項1目4550道路維持事業3,500万円の増額は、修繕料、市道維持補修工事費の増額、7款2項3目4605県単道路整備事業負担事務15万1,000円の増額は、静岡県道路利用者会議負担金の確定によるもの、7款3項1目4800河川維持事業361万円の増額は、修繕料、河川維持補修工事費、河川協会負担金の増額、7款3項2目4900排水路維持事業520万円の増額は、修繕料、排水路維持補修工事費の増額、7款4項1目5100港湾総務事務18万4,000円の増額は、静岡県港湾振興会負担金の増額、7款5項1目5150都市計画総務事務の123万3,000円の減額は職員人件費の減額、同5161景観推進事業40万円の増額は、景観リーフレット作成業務委託の増額、7款5項4目5250都市公園維持管理事業252万6,000円の増額は、

本郷公園倉庫新築にかかわる建築確認申請手数料及び工事費の追加、7款6項1目5500下水道事業繰出金2,033万2,000円の減額は、下水道事業特別会計の決算確定に伴い、繰越金が確定したことに伴うもの及び職員人件費の減額並びに長期債借入利率確定に伴い利子が軽減されたため繰出金を軽減するもの、7款7項1目5600市営住宅維持管理事業189万5,000円の増額は、住生活総合調査に要する経費及び市営住宅の修繕料。

16ページ、17ページをお開きください。

7款7項3目5630急傾斜地対策事業150万円の追加は、河内松尾急傾斜地崩壊対策事業に係る測量業務委託でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業87万6,000円の減額は、職員人件費、修繕料、3款3項4目1600民間保育所事業58万9,000円の増額は、前年度の決算確定に伴う民間保育所運営費負担金の国・県への返還金、3款3項5目1650地域保育所管理運営事業357万1,000円の減額は職員人件費、3款3項8目1745地域子育て支援センター運営事業3,000円の増額は職員人件費、3款3項9目1747認定こども園建設事業393万1,000円の増額は職員人件費、3款3項10目1749子ども・子育て支援事業30万円の増額は、本年度に予定していましたニーズ調査実施業務委託250万円を減額し、これを平成25年度の債務負担行為による子ども・子育て支援事業計画策定業務委託550万円に組み替え、本年度執行分を280万円とするもの、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務725万7,000円の減額は、特別職人件費削減分及び職員人件費の減と、小中学校児童生徒対外派遣補助金の増額によるもの、9款1項6目6045奨学振興基金100万円の増額は、同100万円の寄附金を受け入れ、当該基金に積み立てをするもの、9款2項1目6050小学校管理事業256万6,000円の増額は、職員人件費の減額、家電リサイクル手数料及び屋内運動場天井改修設計業務委託の増額によるもの、9款2項2目6090小学校教育振興事業800万円の増額は、教育用パソコン購入費の増額によるもの、9款3項1目6150中学校管理事業149万2,000円の増額は、職員人件費の減額、修繕料及び家電リサイクル手数料の増額によるもの、9款4項1目6250幼稚園管理事業234万3,000円の減額は職員人件費、9款7項1目6800学校等給食管理運営事業347万円の増額は職員人件費でございます。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務84万7,000円の増額は職員人件費、9款5項5目6550公民館管理運営事業61万5,000円の増額は、中央公民館のフェンス修繕料、9款5項6目6600図書館管理運営事業134万2,000円の減額は職員人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予算

(第4号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第52号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の117ページをお開きください。

平成25年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ145万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の118ページから119ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要の18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金は5万4,000円の増額で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、5款1項1目予備費5万4,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第52号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第53号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の129ページをお開きください。

平成25年度下田市の下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ160万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ880万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の130ページから131ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金160万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、3款1項1目8120下田駅前広場整備事業基金50万円の増額は、基金の追加積み立て分、4款1項1目予備費110万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第53号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第54号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の143ページをお開きください。

平成25年度下田市の公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3,511万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の144ページから145ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節市有地貸付収入10万3,000円の増額は、今年度当初予算に措置の上取得しました、下田公園隣接地の貸し付け料の追加でございます。

歳出でございますが、2款1項1目8210土地開発基金繰出金10万3,000円の追加は、市有地貸付収入を土地開発基金への積み立て分として繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第54号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第55号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の155ページをお開きください。

平成25年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ

によるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ255万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,163万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の156ページから157ページ記載のとおりでございますが、内訳につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、9款1項2目事務費等繰入金598万4,000円の減額は、職員人件費分を減額するもの、同5節その他一般会計繰入金67万4,000円の増額は、介護納付金分の過年度分を増額するもの、10款1項1目1節繰越金275万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務386万8,000円の減額及び1款2項1目8321国民健康保険徴収事務211万6,000円の減額は職員人件費、11款1項3目8530国民健康保険償還金事務357万4,000円の増額は、決算の確定に伴い前年度の退職者医療療養給付費交付金、一般医療療養給付費負担金、特定健康診査等負担金につきまして、超過交付となったため返還金を追加するものでございます。11款2項1目8560国民健康保険一般会計繰出金185万5,000円の増額は、介護納付金分及び出産育児一時金分の精算に伴うもの、12款1項1目予備費199万8,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第55号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第56号 平成25年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の177ページをお開きください。

平成25年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,005万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億65万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の178ページ

から179ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要26ページ、27ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金包括的支援任意事業現年度分59万2,000円の減額、5款2項2目1節県地域支援事業交付金現年度分29万7,000円の減額、8款1項3目1節地域支援事業交付金受入金29万7,000円の減額、8款1項4目1節職員給与費等繰入金498万4,000円の減額、8款2項1目1節介護給付費準備基金繰入金31万4,000円の減額は、以上職員人件費の減によるものでございます。9款1項1目1節繰越金4,654万1,000円の増額は、前年度の繰越金の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務498万4,000円の減額、5款2項1目9347介護ケアマネジメント事業費77万1,000円の増額、5款2項2目9349総合相談事業費214万6,000円の減額、5款2項4目9353包括的継続的ケアマネジメント事業費12万5,000円の減額は、それぞれ職員人件費の増減によるもの、6款1項1目9375介護給付費準備基金積立金2,422万9,000円の増額は、決算確定に伴い基金へ積み立てるもの、7款1項2目9396第1号被保険者保険料還付金30万円の増額は、決算確定に伴い還付未済額が確定したため増額をするもの、7款1項3目9397介護保険償還金事務1,337万3,000円の増額は、決算確定に伴い、国庫支払基金及び県に返還するものでございます。7款2項1目9398介護保険一般会計繰出金845万8,000円の増額は、決算確定に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。8款1項1目介護保険予備費18万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第56号 平成25年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第57号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の203ページをお開きください。

平成25年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,504万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,704万1,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の204ページから

205ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要28ページ、29ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節後期高齢者医療保険料特別徴収保険料現年度分を517万8,000円の減額、同2目1節後期高齢者医療保険料普通徴収保険料現年度分を1,036万4,000円の増額は、それぞれ本算定に基づく調定額の見込みによる増減でございます。3款1項1目1節事務費繰入金146万4,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の減によるもの、4款1項1目1節繰越金1,131万9,000円の増額は、前年度の決算確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務146万4,000円の減額は、人事異動に伴う人件費、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金1,252万円の増額は、本算定に基づく見込みにより納付金に変更となるもの、3款2項1目8780他会計繰出金398万5,000円の増額は、前年度の決算確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、大変な雑駁な説明ではございますが、議第57号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第58号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の221ページをお開きください。

平成25年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ56万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,591万5,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の222ページから223ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要30ページ、31ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目1節繰越金56万5,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目9000田牛地区排水処理施設管理事業は増減はございま

せんが、浄化槽保守点検業務委託入札差金分を修繕料に組み替えるもの、3款1項1目予備費56万5,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第58号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の235ページをお開きください。

平成25年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ223万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,523万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の236ページから237ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要32ページ、33ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項1目1節一般会計繰入金は2,033万円の減額でございますが、平成24年度の繰越金の増額、職員人件費の減額及び平成24年度発行の長期債利子が軽減されたことにより減額するものでございます。6款1項1目1節繰越金2,256万9,000円の増額は、平成24年度決算の確定に伴う繰越金の増額でございます。

歳出でございますが、1款1項1目8800下水道総務事務92万4,000円の増額は、職員人件費の減額及び車両購入に伴うもの、1款2項1目8810下水道管渠維持管理事業100万円の増額は、下水道管渠維持補修工事を増額するもの、2款1項1目8830下水道幹線管渠築造事業3万7,000円の減額は職員人件費、同2目8840下水道枝線管渠築造事業176万4,000円の増額は、人事異動に伴う職員人件費の調整等による減額及び下水道枝線管渠築造工事費を増額するもの、同3目8833下水道施設等更新事業13万5,000円の減額は職員の人件費、3款1項2目8860下水道起債利子償還事務784万5,000円の減額は、平成24年度発行債の利率確定に伴う長期債利子の減額、4款1項1目予備費656万6,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予

算（第4号）から議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計予算書補正第1号のご用意をお願いいたします。

議第60号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

予算書の1ページをお開きください。

補正第1号の内容でございますが、収益的支出におきまして、人件費調整の減額、決算確定に伴う減価償却費の増額、平成24年度借入企業債の利率確定による支払利息の減額、消費税及び地方消費税調整による増額でございます。

資本的支出におきましては、人件費の減額、企業債償還金の錯誤計上分の減額でございます。

第1条でございますが、平成25年度下田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるものでございます。

第2条は業務の予定量で、平成25年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費第6次拡張事業費の3億1,345万4,000円を3億1,281万7,000円に改めるものでございます。

第3条は収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、支出で第1款水道事業費用を777万3,000円減額し6億7,252万4,000円とするもので、その内訳としたしまして、第1項営業費用を467万1,000円減額し5億5,582万5,000円に、第2項営業外費用を310万2,000円減額し1億769万9,000円とするものでございます。

第4条は資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億728万8,000円」を「不足する額3億574万5,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,409万9,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,409万6,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億3,845万6,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億4,098万6,000円」に、「減債積立金5,473万3,000円」を「減債積立金5,066万3,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものとするものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を154万3,000円減額し5億1,764万8,000円とするもので、その内訳としたしまして、第1項建設改良費を63万7,000円減額し3億1,520万円に、

第2項企業債償還金を90万6,000円減額し2億244万8,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条を次のとおり補正するものとしたしまして、第1号は職員給与費1億654万8,000円を9,871万円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

平成25年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

支出で、1款水道事業費用は777万3,000円減額し6億7,252万4,000円とするものでございます。1項営業費用は467万1,000円減額し5億5,582万5,000円とするもので、内訳といたしまして、1目原水及び浄水費から5目総係費の増減は人件費の調整、6目減価償却費253万円の増額は、決算確定によるものでございます。2項営業外費用は310万2,000円減額し1億769万9,000円とするもので、内訳といたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費310万5,000円の減額は、企業債借入利率の確定によるもの、2目消費税及び地方消費税3,000円の増額は、人件費等の調整によるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

資本的支出でございます。

支出で、1款資本的支出は154万3,000円減額し5億1,764万8,000円とするもので、内訳といたしまして、1項建設改良費は63万7,000円減額し3億1,520万円とするものです。内訳といたしまして、1目改良工事費63万7,000円の減額は、人件費の調整によるものでございます。2項企業債償還金1目企業債償還金90万6,000円の減額は、錯誤による計上分の減額でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

平成25年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受け入れ資金は、4,439万2,000円増額し11億5,744万6,000円とするものでございます。支払い資金は、1,122万円減額し9億4,965万3,000円とするものでございます。この結果、資金残高は2億779万3,000円を予定するものでございます。

8ページ、9ページは、給与費明細書でございます。

人事異動による減額と、給与削減による減額でございます。

9ページ右側備考欄に記載してあります給与削減分、合計126万5,000円は、浄水場内の非常用給水設備整備費の一部に充てる予定であります。

10ページ、11ページをお開きください。

平成25年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、10ページ末尾に記載してありますように、資産合計は66億2,235万9,000円となるものでございます。

11ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は66億2,235万9,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符号しているものでございます。

12ページをお開きください。

平成25年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益6億6,751万4,000円から、2の営業費用5億4,628万1,000円を差し引きますと、営業利益は1億2,123万3,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益441万4,000円から、4の営業外費用9,876万3,000円を差し引きますと、マイナス9,434万9,000円となり、この結果、経常利益は2,688万4,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と、7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益は1,788万5,000円を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第60号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。ここで10分間休憩いたします。

午後 2時15分休憩

午後 2時25分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 審議の前に、大変申しわけございませんが、補正予算書の一部に誤りがございましたので、修正をいただきたいと思いますが、議第59号の平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、第1条中の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ223万7,000円を追加し、という記述でございまして、この「総額から」の「から」を「総額に」にご訂正いただきたいと思いますが、よろしくご審議お願いします。

○議長（土屋 忍君） ここで暫時休憩し、議会運営委員会を開催いたします。

午後 2時26分休憩

午後 2時36分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第59号の原案訂正

○議長（土屋 忍君） お諮りいたします。

先ほど、市長から提出されました議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案訂正の申し出がありました。

この際、議第59号の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第59号の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 大変貴重なお時間をいただき、大変申しわけございません。

それでは、改めまして、議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明をさせていただきたいと思います。

補正予算書の235ページでございます。

第1条歳入歳出予算の補正、第1項におきまして、既定の歳入歳出予算の「総額から」となっておりますところを「総額に」に変更をしていただけませんと、追加の補正予算の構成とはなりませんので、「から」を「に」に訂正をしていただきたいと思います。

補正内容の説明については、先ほど説明したとおりでございます。

以上、大変申しわけございません。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 忍君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの原案訂正については、これを承認することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、原案訂正については、これを承認することに決定いたしました。

○議長（土屋 忍君） 議第51号から議第60号までについて、当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） 数点お願いします。

予算の衛生費、農林水産の11節、この修繕費の内訳、それから……

〔「何ページか」と呼ぶ者あり〕

○9番（大黒孝行君） ページ、わかるよね。

款項節で言っているんだから、ページで言わなくたってわからなきゃだめに決まっているじゃん。

61ページ、4款3項、何目だったかな、11節需用費9,800万円。それから5款3項の11節需用費あずさ山の家、それから商工費で、6款2項、目は飛ばして節で15節の2つ、工事請負、はまぼう、海の交流館、これの事業概要をとりあえずお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大川富久君） ごみ焼却場管理費の修繕料の9,800万円の内容でございますが、実は、平成20年度に実施しました排ガス高度処理施設内のバグフィルターロフの状態が悪化しておりまして、焼却業務に支障を来しておりますので、バグフィルターの2炉分392本のロフの交換修繕を追加お願いしております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） あずさ山の家管理運営費の中の修繕料ということで、259万9,000円を予定しております。

内容につきましては、客室の畳が、やはり老朽化ということで、大分されてきたとされましたので、ほぼ全室の畳の張りかえ、約120畳ほどを予定しております。それから中庭、斜

面になっておりますので、その一番上部の部分に転落防止といいますか、手すりを設置、延長16メートルを予定しております。それから、食堂の板、床の塗りかえということで、これも色が大分はがれてきたというか、されてきたということで、一応面積が409平方メートル、その3点の修繕を予定しております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄君） 補正予算書の73ページのはまぼうブリッジの塗装工事でございますが、こちらは吉佐美のはまぼうロードのところにあります橋の塗装工事を実施するものでございます。つり橋でありまして、全面塗装ということで、完成は平成12年12月20日に完成しておりますが、13年を経過いたしまして、そろそろ塗り直す機会ということで判断して計上させていただいております。

それと、73ページの海の交流館の建具塗装工事でございますが、こちらは外ヶ岡交流拠点施設の海の交流館の建具の塗装の工事を実施しようとするものです。海の交流館というのは、海側の部分の2階建てのほうになりますけれども、そちらの及び1階の駐車場のスチール建具の塗装等を実施するものです。基本的には、建具のシーリングの打ちかえ、あと下地処理等、さびどめ、上塗り等を予定しております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） 衛生費でお伺いします。バグフィルターの件ですが、20年に32をおかえになって、同等の予算がかかったと。結局5年以内でまた同じような予算がかかると、こういうサイクルで、ここがお悪くなっただいでお金がかかるものなのか。それでまた、もしそういうものわかっていなくて、この補正で組まれたのか、当初からわかっていたけれども、ちょっと当初予算で組めなかったのか、そのところをお聞かせいただきます。

はまぼうブリッジのほうはわかりました。つり橋のほうでいいわけね。歩道ではなしにね。はい、わかりました。理解しました。

もう一つ、1点先ほど、最初に言わなかった商工費のリフォーム補助金の200万円がございいますが、追加で商工費の中の200万円のリフォーム補助金分3,000幾らだかの当初予算から、はまっていたのかどうか、ちょっと確認が足りないもので、リフォーム補助金は今回が初めてなのか、それだけ教えていただきます。よろしく。

○議長（土屋 忍君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大川富久君） 今回修繕いたします排ガス高度処理施設につきましては、平成12年度にダイオキシン類対策特別措置法の関係により設置いたしまして、平成16年度に交換、平成20年度に交換という形で、4年ごとに交換しておりましたが、今回は5年目に交換をいたすということでございます。一応4年が性能発注の保証期間ということでございます。以上です。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 住宅リフォームの関係でございます。住宅リフォームにつきましては、平成21年から23年まで3年間行いまして、今回25年度、若干内容を変えまして行ったものでございます。前は、住宅もしくは店舗併用住宅のうちの住宅部分ということだけでしたけれども、今回は住宅もオーケーですし、店舗併用住宅の店舗部分も可能ということで、大分要件を緩和して行ったものです。

500万円の当初予算をつけさせていただいたんですけれども、現在の実績として26件、工事費が3,580万円、補助額が499万5,000円ということで、まだ要望が若干ありますので、今回200万円、約10件程度と見込みまして、増額の補正をお願いするものでございます。

そういったことでよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありますか。

小泉孝敬君。

○2番（小泉孝敬君） 1点だけお願いします。

補正予算概要の15ページ、産業厚生の方で、有害事業対策、有害鳥獣の方の対策補助金の50万円と、それから下田市有害鳥獣対策協議会補助金、二通りあるんですけれども、この違い。これ、組織が2つあるものなのか、対策が全然別な種類になってということで、何か一本化であるのではなくて、二通りあるのはなぜかということだけ、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 今の小泉議員のご質問で、制度が違うということなんですけれども、最初のほうの50万円につきましては、これは前々から行われています有害獣被害対策事業補助金ということで、これは下田市単独の予算で、電気柵、ワイヤーメッシュ等を、10万円を上限に2分の1ですけれども、ですから20万円ですと10万円、それ以上になりますと10万円を限度ということになります。これは通常行われている市単独の事業ということでご理解いただきたいと思っております。

次の171万8,000円の下田市有害鳥獣対策協議会補助金のほうにつきましては、これは昨年
から創設された有害獣被害総合対策事業という事業がございまして、その交付金をいただ
いて、2分の1の事業ということで、収入のほうにもございますが、85万9,000円の補助を、
国庫になりますけれども、県のほうから通してということで、下田市も半分出すような形で、
下田市有害鳥獣対策協議会へ補助金を出すような形になります。

そしてそこで、協議会のほうで事業を行うということで、これにつきましては、今年の3
月、24年度の末に、こういった事業を行うために、下田市内の関係機関に参加していただ
いた協議会をつくったと。それに対して補助金を交付するという事業でございます。そして、
協議会のほうで事業を行うということで、一応事業内容としましては、今回主にしておりま
すのが、猿の被害がなかなか広がっていると、深刻化、広域化で、猿の対策は非常に難しい
ということで、南伊豆さんとも協力しまして、一番主要な事業としては、GPS首輪、そう
いった新しいのがあるんですけれども、そういったものを猿を捕獲した上でつけて、移動調
査や駆除をしてみたいということで、実証実験的な事業にもなるかもしれませんが、この辺
は南伊豆さんとの広域化ということで、これも求められておりますので、そういった事業を
行ってみたいというふうに考えております。

概略でございますが、大体こんなところでございます。

○議長（土屋 忍君） 小泉孝敬君。

○2番（小泉孝敬君） 違いは、大変ありがとうございます。よくわかりました。

今後、この手の鳥獣被害というのは、毎年大変な数になっているわけですがけれども、各地
域からのいろんな要請等が増えているわけですがけれども、市としては予算的なあれというの
はどちらへ。新しいものだと後半の部分でしょうけれども、従来の50万円のというもの、増
やして対策を練っていくのか。どちらを目標を持って今後やろうとしているのか、そこだけ
ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 再度のご質問で、方針としては、当然短期的なもの、実際
の駆除対策も、もちろんこれは力を入れなくてはならないと思います。現実に被害が出てい
るものについては、これは金銭的な補助をさせていただいて、ある程度ご自分でやっていた
たく部分と、それから、こういった広域でも対策を立てないと、特に猿については、移動が
激しいという事情もありますので、この辺については、当然、市単独、市町単独ではできな
いということで、こういった補助金を利用させていただきながら、当然これは国も特別法を

つくったりしております、力を入れていただいておりますので、この辺については、有効に補助金等を活用させていただいて、今、伊豆地域の有害鳥獣対策協議会というものもございますので、そういったところで研究もやっていただきながら、今回南伊豆さんということなんですけれども、南伊豆さんも同じ機材を購入予定ですので、うまく共同でできればいいかなというふうに考えております。

ですから、力の入れ方どちらということは、はっきり言えません。両方とも力を入れていきたいということが真実でございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 1点だけ。今回の補正で編成上大変珍しいなと、こう感じたのが、予算書72ページ、観光関係ですこれ。説明書のほう、これの、新たに観光再生プロジェクト事業というようなことで270万円編成しているわけですが、実は珍しいなと思うのは、この財源が県支出の268万4,000円と、これは歳入のほうを見ますと、多分児童福祉の補助金、子育て理想郷ふじのくに地域モデル事業というのを財源にして、観光産業を振興しようと、こういうことですが、僕の、見ていると珍しい編成をするなど。これで観光と福祉の担当と、もらうほうと、どういう調整をして編成をしているのか、どういう感覚なのか。この点ひとつ、両方とも、2人とも、ひとつ回答をいただければありがたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄君） 今の質問のとおりで、事業は観光で、補助金は先ほど大川議員ご指摘のとおりのところの、あの特財ということになっております。

今回の龍宮窟につきましては、県のふじのくにエンゼルパワースポット総選挙というのがありまして、そちらの行ってみたい部門で10位となっております。人数的には少ないんですが、それで、そのふじのくにエンゼルパワースポットの総選挙というのは、先ほど言いました子育て理想郷ふじのくに地域モデル事業というのがありまして、そちらのほうで行っております。そちらのほうも要綱の中で、この子育て理想郷ふじのくに地域モデル事業というものの、この内容ですけれども、市町における地域の資源を活用して、効果的かつ創意工夫に富んだ少子化対策に資する事業で、市町からの公募を受けて選定をした事業ということになります。

ですから、こちらのほうで公募に応募しまして、それに受かった事業なんですけれども、

出したのが龍宮窟を活用するための、そういったような内容になっています。これは観光のほうの補助金の、1つがなかなか100%というのがないのと、最近県のほうも広域ということとを叫ばれておりまして、なかなかいい事業がありません。その中で、龍宮窟につきましては、かなりカップルの方も訪れているということで、なおかつ先ほど言いました、ふじのくにエンゼルパワースポット総選挙の行ってみたい部門10位ということもありまして、前々から龍宮窟がかなり人気が高まってきましたので、何かイベントをやりたいという気持ちは、観光協会と観光課のほうといろいろ話をしていたんですが、今回そういったことで、こちらに募集したと。1次はちょっと難しかったんですが、二度目を出して、何とか内容的にはオーケーということになりました。

この補助金の内容ですけれども、10分の10以内の補助となっています。ただ、一部は対象でないものもございますので、若干県の支出金よりも何万円か多く予算化してありますけれども、それと事業ごとに300万円が上限となっておりますので、今回この事業を活用しまして、事業内容としては、ラッピングバスの運行ですとか、ハートの洞窟で愛を叫ぶイベントの開催、あとカップル向けのご当地グッズの製作ですとか、PR用のパンフレットを新規に作成するというようなことも予定しております。事業的には年内に行いたいんですけれども、今、あいのりバスというのも、あちらのほうにはバスが1日1本程度しか行きませんので、そういったものを企画して、11月から12月にかけて、土日の祝日ぐらいは、あいのりバスというものを運行しようというような事業内容となっております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） ほとんど観光交流課長のほうから説明がありましたとおり、子育て理想郷ふじのくに地域モデル事業、地域資源活用型交付金ということで、うちのほうが補助金の受け口ということでやらせていただいております。

これは、その前に今説明したとおり、エンゼルパワー街道ということで、県のほうのこども未来局のほうが実施した事業の中で、龍宮窟ということが中に出てきております。そちらのほうで、いろいろノウハウがある。基本的には子育ての関係で、この交付金はあるんですけれども、一応そういう観光面のノウハウ等を含めて、子育てにつながるだろうということで、観光交流課とタイアップして、うちのほうが収入を受け、観光課のほうで事業実施をしていただくということで考えて、今回予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 僕の視点から言えば、少なくとも、県からの補助金が児童福祉補助金であるので、支出は原則的には福祉関係でこれに対応するというのが、僕は建前だと思います。

副市長。私がこの予算を見たら、ああ珍しいなと、こういう感覚なんです。実務責任者としてはどういう感覚を持っていますか。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） ただいまの観光再生プロジェクト事業の中の、龍宮窟、これは子育て支援との結びつきについて、かなり密接不可分な関係にあるというふうな捉え方を我々はしております。これを強く外に発信しまして、結果的に観光の再生に結びつけていくことができれば、福祉子育て支援事業と観光再生事業とのマッチングができると、そういう捉え方の中で、申しわけございません、歳入につきましては、福祉関係の補助金を最大限活用させていただきまして、歳出につきましては、観光という面からの協調をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 事業そのものについては否定しませんが、やはり予算編成という技術的な面だとか、あるいは基本的な理念からすれば、私はひとつ庁内で研究を今後していただいて、やっぱり見て、本当にこれはちょっと珍しいなという印象を受けましたので、ぜひひとつ勉強をしてください。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 二、三お尋ねをいたしますが、補正予算の概要の5ページに、県の補助金、青年就農給付金交付事業225万円、13ページに、この歳入を受けて青年農業の給付金が225万円が追加補正されているわけですが、この事業の実態がどういう傾向にあるのかお尋ねをしたいと思います。

それからその上の13ページのちょっと上に、住宅用太陽光発電システムの設置補助金の増額が240万円ほどございますが、これももう少し明細な説明がいただきたい。傾向としてどういうようなところで、どういうような伸びが、太陽光発電のシステム化が進められることになっているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

それから同じ13ページの中ほどに、一部事務組合下田メディカルセンター負担金2,058万1,000円の減額と、出資金の103万4,000円の減額がございます。決算によるものであらうとは思いますが、これもあわせて、どういうことでこういう数字が出てきたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 最初の青年就農給付金の関係の内容ということでございますので、若干概要を説明させていただきます。

基本的には農業が高齢化になっていると、これは全国的な傾向ですけれども、それに対して、この青年就農給付金、名前どおりなんですけれども、一応45歳前までに農業を始める方についての現金の給付という形になります。

下田市の場合は、既に昨年が最初の年だったんですけれども、お1人150万円ということで、原則5年間の給付がございます。今回補正をお願いする方はご夫婦ですけれども、既に給付を受け始めている方は、今3名いらっしゃいます。今回は225万円ということで、これは内容等につきましては、旦那さん1名と、それから奥様が1名ということですが、旦那さんが150万円で、配偶者の場合にはその2分の1ということで75万円を、この25年度から採択されたということで225万円ということになります。

この大きな青年就農給付金の目的としては、先ほども申しましたように、高齢化による農業を、若い方にも始めていただくということで、なかなか、最初始めるときには費用がかかるというようなことで、5年間は最低限の収入を保障しようということで始まった制度だと思います。

ただ、やはり金額、これによってある程度年月がたって、この5年以内であっても、250万円の収入を超えた場合には、この給付がストップされるということになっているようでございまして、とりあえず250万円以内であれば、5年間はこの給付金が受け取ることができるということで、今回の方は、平成25年から29年の5年間受け取る予定になっております。

作物についてですが、野菜がいろいろ、いろんな蔬菜関係をつくる予定になっているようなんですけれども、40アールの予定のようです。で、イチゴが4アールということで、これが一応5年間の目標ということで、現在もう始められているということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大川富久君） 住宅用太陽光発電システム設置費補助金240万円の増額とい

うことをお願いしているわけですが、これは、当初予算額10基分120万円を予定しておりましたけれども、6月末で11件の補助を行いまして、現在は受け付けをしていない状況でございます。今までの申請施工業者等へ確認しましたところ、今後20件近い件数が予定されるのではないかとということでございます。参考に、この補助につきましては、平成24年度から行われまして、平成24年度は40件の補助をしております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 2080事業、一部事務組合の下田メディカルセンターの負担金でございまして、1,954万7,000円の減額になっております。これは精算に係る分ではなくて、地方交付税に係る補正でございます。今年度の補正に係る分でございますが、正式には普通交付税、秋に確定して、特別交付税は翌年の2月、3月以降に確定するという、こういった状況でございますが、今回の補正につきましては、救急告示分に係る変更でございまして、いわゆる24年3月31日時点での立地所在地、ここに救急告示分の交付金が来るといふ、こういった内容でございまして、当初は、これは下田市のほうで見ていたわけですが、24年3月31日時点での設置場所、立地場所は南伊豆でしたので、南伊豆のほうへ交付税が行くといふ、こういった部分がありまして、これが大きな要因でございます。

なお、103万4,000円の出資金については、交付税のこれから確定がありますが、そういった確定前の数字ではございますが、あわせてこういったものも修正して補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 青年就農給付金につきましてご説明いただいたんですが、差し支えなければ、その地域と、もともとの下田生まれの人なのか、全く下田生まれでない方が農業をやりたいといふので入ってこられているのか、この補正予算の部分ですね、という点をお尋ねをしたいと。

それから、このような事業の宣伝というんでしょうか、広報というんでしょうか、そういうより一層来ていただくというような働きかけが必要かと思うんですが、それらのものは、どういう手だてをされているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 沢登議員からの青年就農給付金の受給者の出身地ということ
でよろしいのでしょうか。

○7番（沢登英信君） 場所もお願いします。

○産業振興課長（山田吉利君） まず場所が、今回出させていただいた225万円の方は、相玉
に畑を借りたということになっております。ほとんど皆さん、お借りになったというか、土
地を借りて栽培するという形になります。あと椎原、加増野、箕作という形で、それぞれ地
域が飛んでおりますけれども、椎原の方が親御さんから独立した形で、別に経営をするとい
う形、これはこういう形でも、ただ一緒にはできないので、完全に経営を別にするという形
で1名の方は、椎原の方はやられております。ほかの地域については、すみません、どちら
から来られたというのは、ちょっと今細かい書類を持っておりませんのであれなんです、
よそからの方でございます。

あと3組の方はよそからの方ということでなっております。東京方面、横浜方面だったと
思いますけれども、これはちょっと細かいこと、今持っておりませんので、もしあれでした
ら、また委員会のほうでご説明しますけれども、よそ地域から下田へ転入されてきて、要す
るに移住ということになります、されまして耕作を行っているという方々でございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 83ページ、本郷公園倉庫新築工事、これ追加分というのは何か説明が
あったように記憶しているんですけども、これの総額と今回の追加の理由。そもそもこの
倉庫は何を目的にした倉庫なのか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 本郷公園の倉庫なんです、公園施設の中の便益施設に分類され
ますもので、詰所とか資材用の倉庫を予定しています。数年前に本郷公園において、資材倉
庫が火災に遭いまして消失しております。その復元ということで考えております。

費用は予算額で。よろしいですか。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 1点目は建設関係なんです、今回道路、河川、排水路、すごい追加

工事、補修工事が出ています。道路予算は、いつも当初予算では低く抑えて、追加補正でかなり上乘せしてくるというのが、これまでのずっとやり方です。今回も当初予算1,300万円に対して3,200万円という補修工事が計上されております。それ自体はいいわけなんです。道路がよくなるということはとてもいいことなんです。この3,200万円、何カ所かに分かれると思いますが、一番大きなところとか、一番目玉となるような補修工事というのはどこなのか、それを教えてください。

それとまた同じように、河川も当初予算150万円に対して、今度350万円出ています。河川も、具体的にどこの補修工事なのか、大きなところでいいです。

また、同じように排水路も当初予算100万円に対して500万円の追加工事が出ています。これもやはり、どういうふうな工事に主に充てられるのかというのを教えてください。

それとあと、教育関係なんです。小中学校児童生徒対外派遣費補助金119万円の追加補正になっています。当初予算200万円ですか。これは対外派遣費というのは、要するに静岡県大会だとか東部大会、いろんな面で成績がよくて、生徒たちの行く機会が増えて予算が足りなくなったというものなのかどうなのか、そこら辺の内容について、ひとつ教えてください。

それともう一つは、市内小学校屋内運動場天井改修設計事務委託250万円、これは具体的にどこの学校の運動場を修繕しようとするのか教えてください。

もう一つ、小学校教育用パソコン購入で、これ当初予算が2,200万円に対して800万円が追加補正となっています。これは、この内容についても教えてください。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 道路維持、河川維持、排水路維持等の主な場所につきましては、申しわけありません。現在ちょっと持ち合わせありませんで、私が頭の中に入れていませんで、申しわけありません。

数からいきますと、今回補正は、要望件数が道路の場合128件、うち処理済みが16件ということで、29件に対応したいと思っております。また河川維持につきましては、要望40件に対しまして、実施済みが3件と少ない状況でありまして、今年度の補正におきまして4件の維持工事を実施していきたいと思っております。また排水路につきましては、14件の要望に対しまして、実施が1件と少ない状況でありまして、今後3件を予定しております。うち1件につきましては、現在排水路が閉塞している状況のところは須崎地区にありまして、それ

の復旧を行う予定であります。

申しわけありません。具体的な場所につきましては、また後ほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それではまず、小中学校の派遣費補助金でございます。こちらにつきましては、議員おっしゃいますとおりに、当初予算200万円ということで、今回119万円の補正をお願いするものでございまして、こちらにつきましては、主に中体連ですとか、中文連の出場経費を補助しているものでございます。

今回の補正の主な要因というものでございますけれども、やはり人数の多いような部活動、ブラスバンドとかそういったものの県大会への出場ですとか、あとはバレー部の県大会への出場、それからまたさらに下田中学校で、今回県大会で低学年リレー、断トツで優勝いたしまして東海大会まで、東海大会でも優勝しております。そういったものに対する補助金が不足したというのが原因でございます。

それから2点目でございますけれども、小学校の天井の改修設計業務250万円でございます。こちらは稲生沢小学校、それから白浜小学校、これは市内11校、体育館がございますけれども、この2校のみがつり天井という形になってございます。昨年の9月、大川議員の一般質問でもございました。9月だったと思っておりますけれども、いわゆる学校施設の非構造部材といったものの耐震化については、ほとんど今対処できていない状況でございます。

こちらのつり天井、稲生沢小学校につきましては平成2年2月、白浜小学校につきましては平成3年5月に建築されておまして、耐震基準は満たしているものではございますけれども、やはり東北大震災の際に、やはり構造については損傷がなかったものの、天井等が落下して、要は生徒が負傷するといった被害ですとか、応急避難場所として使用できなくなったというような部分もございまして、文科省のほうで、天井落下防止対策の手引きを作成したところでございます。その手引きにございますマニュアルでいきますと、うちのつり天井については、基本的に撤去を中心とした天井落下防止対策の検討が必要とされているものでございまして、今年度実施設計をさせていただいて、来年度工事を行いたいというところでございます。

それから、パソコンの関係でございます。こちら800万円の増額をいただくもので、大変申しわけないところでございます。当初予算、児童用で193台、教師用で7台、合計200台、それで2,200万円を計上していたものでございます。こちらの増額の要因といたしましては、

円安によりまして、パソコン本体が値上げになっているというような部分もございます。それからやはり、一度入れると5年ぐらいはもう入らないというようなことございまして、やはり先生方からも、私ども当初想定していなかった教育用の支援ソフト、そういったものの要望が強くございまして、そういったものに対応するために増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 大体説明はわかりました。

あとは道路、河川、排水路については、委員会ですので、より詳しい資料がありましたら渡してください。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間、休憩します。

午後 3時19分休憩

午後 3時29分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第52号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第52号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第53号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

岸山久志君。

○6番（岸山久志君） このたび広場整備事業基金に50万円、新たに補正で積み立てるとい

ことでありましたが、昔、記憶によりますと、使用料を算定するとき、東北の大震災で苦しいから、使用料を下げてくださいということでやまして、そのうち、大体必要経費が年間600万円ぐらいかかる。それで100万円ぐらいは年間基金に積み立てたいという形で、大体700万円ぐらいの使用料という形ができたと思います。

その際、近々において駅前広場の改修を予定しているという課長からの答弁がありまして、現在基金が2,850万円、ここで50万円足すと多分2,900万円ぐらいになるのかなと思いますが、その基金があります。それについて、大体基金がどの程度金額的にたまったら、その改修に着手するか、また改修の計画はあるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 下田駅前広場整備事業基金なのですが、平成24年度末で2,850万円あります。今年度100万円積み立てまして2,950万円となりますが、現在のところ、大規模な駅前広場の改修というのは、現時点では改修計画は持ち合わせておりません。しばらく基金は積み立てるということでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 岸山久志君。

○6番（岸山久志君） そのときは多分、課長の答弁ですと2年前ですので、2年前の時点で近々に大改修の計画があるという話がありましたので、その2年間は全く着手していなかったということでしょうか。そしてなおかつ、現在あくまでもうわさですけども、うわさの範囲で終わると思うんですけども、庁舎周辺ということで、駅前の改修を何か叫ばれている方もいらっしゃるみたいなんですけども、それに関しては、建設課としてどのように感じているか、またどのような見方をしているかをお尋ねいたします。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 現在のところ、駅前広場をどのように改修するかという具体的な計画は立てておりません。今後、現在の駅前広場の利用、または都市計画上、幹線道路のネットワークと、いろいろな計画がございますので、駅前広場が影響してくるようであれば、具体的に計画を立てなければならないとは思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 岸山久志君。

3回目です。

○6番（岸山久志君） ちょっとしつこいですけども、それでは2年前で近々に改修の計画

があると言ったときは、その時点では全く白紙の状態、ただこれから計画をつくろうかなと、そういう形で言われたということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） すみません。今、都市計画のマスタープランの見直しをやっております。伊豆縦貫道に絡む関連都市計画ということで、道路ネットワークの整備ということがございます。都市計画街路武浜本郷線というのが135号線になっております。その計画が駅前広場に影響するような計画がございまして、その時点では近々にとということになったのではないかと思われませんが、現在のところ、都市計画街路の関連都市計画のほうはまだ決定しておりませんので、具体的な計画が今のところ立てられておりません。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第54号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 今回市有地の貸付料が10万3,000円増額になったということなんですが、増額の理由を説明してください。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 市有地貸付収入10万3,000円の増額、今回お願いしているわけなんですけれども、先ほどご説明しましたとおり、本年度公園下の民有地を取得することができたわけなんですけれども、その利用の一環で、6月のあじさい祭りの駐車場として、下田市観光協会さんのほうにお貸しをしております。

その他、8月9日から8月18日までの10日間、夏季の繁忙期ということで、海中水族館さんが、雨が降りますとお客さんが殺到するということで、その予備の駐車場として活用したいというお申し出がありまして、その期間お貸ししてございます。

それと、東京電力の電柱があそこに2本ございます。それと地中ケーブルが2メートルあるようでございます。これは取得をした際に、先方さんから仕様を見せていただいて、その分は東電さんのほうから先方さんのほうに先払いという形でお支払いしておったと、そうい

う事実がございます。で、私どもとしては想像です、取得してから先の部分を、本来でしたら先方さんからお預かりして、うちのほうの収入にするべきというふうに考えておったんですけれども、その旨、東京電力さんにお話ししたところ、それはそれで、先方さんにお支払いをしますよと。で、新たに下田市が取得した時点から、使用料をお支払いしますよというお話でございました。

その分、以上3件を合わせて、今回10万3,000円の収入が見込めるということで、増額の補正をお願いすると、そういうことでございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第54号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第55号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第55号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第56号 平成25年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第56号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第57号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第57号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第58号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質

疑を許します。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 今回、浄化槽の保守点検で、入札したところ170万円余ったので、修繕費に170万円回そうと、つまりは当初予算からすれば、当初予算に修繕費50万円ありますから、220万円にしようということなんです。

この施設は平成7年に供用開始して、もう18年になるわけでありまして。この数年のこの集落センターの収支を見ますと、歳出では、大体管理費年間500万円から600万円かかりますよと、借金は8,000万円ぐらいあるんで、元金と金利で900万円から1,000万円かかりますと、こういう歳出になると思います。それに対して収入は、使用料が300万円と、あとは足りない分の1,200万円から1,300万円ぐらいは一般会計で見ようと、こういうことであるわけです。

私が心配するのは、大変施設自体が相当もうたっているということで、220万円の修理費は、当初予算を入れて大したことはないんですが、まず今の実情は、この修理費で、当面この数年、この程度の修理費で今の施設は大丈夫かどうかと。つまりは地元、あるいは現状の施設が老朽化して、抑えに抑えてやってきているのかと、こういう点について、ひとつ正直なところを教えてください。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 大川議員の集落排水の関係のご質問でございますが、確かに収入は非常に厳しいところがございます、年々使用料が減っているということで、収入は変な言い方ですけども、確実に減っているのが実情でございます。また、修繕費については、年々どうしても必要になってきているということで、かなり厳しい状態では間違いありません。

今後の予定ですけども、実は来年度、ですから来年度当初予算にお願いすると思っておりますけれども、機能保全計画の作成業務委託をさせていただいて、27年28年ぐらいにかけて、どの程度のものができるかという、実際の修繕基金取りかえとか、そういったものの計画をつくってみたいというふうに考えております。それで、その来年度の計画づくりの中で、どの程度の費用が出てくるかというのは、まだ不明ですけども、かなりの金額になるのかなというふうに考えております。もうかなり老朽化で、ポンプなども使用等でさびが出たりとか、いろんな部分が出ておりますので、その辺については、何とか修繕をして継続して使っていきたいと考えておりますので、その辺についてはまた、そういった場合については、また

予算等お願いすると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 大変私も、今回の補正で質問すべきでないなという感じもしたんですが、何せ公共下水道の、あの終末処理場の維持管理を見れば、もうわかるとおり、こちらのほうも相当かかるのではなかろうかという感じがするわけです。

そこで、来年どの程度保全のために必要かという、ひとつの調査するための予算を計上したいと言うんですが、実際にこの数年、ちょこちょこ修理をして、業者からも恐らくいろんな指摘をされていると思うんですが、どういう主なる指摘がされているんですか。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 現在の内容についてですけれども、すみません、私も余り細かい点は把握しておりませんが、一番漁港側にあります機器のあるところのポンプとか、そういうものの部品交換とか、そういうものが主なものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） それについては、今の答弁、決算審査と十分関連すると思ひますので、決算審査に大いに期待いたします。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋 忍君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第58号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第59号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第60号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第60号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

○議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

明日18日から26日まで決算審査特別委員会の審査を、27日及び30日に各常任委員会の審査をお願いし、10月1日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、21日から23日、28日、29日は休会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時45分散会